

令和元年 第2回相楽東部広域連合議会定例会

日時 令和元年8月2日(金)
9:30~12:40

～速記録～

◎ 議長(廣尾 正男)

皆さん、おはようございます。議員の皆様には、何かとご多忙なところ、全員ご出席いただきまして、厚くお礼を申し上げます。本定例会に付議されました案件について、よろしくご審議くださいますとともに、円滑な議会運営にご協力いただきますよう、お願い申し上げます。会議に先立ちまして、7月30日の南山城村議会、臨時会において、議会構成の変更が行われ、久保憲司議員が相楽東部広域連合議会議員となりましたので、ご紹介いたします。久保議員。

◎ 3番(久保 憲司)

ただいま議長からご紹介いただきました、南山城村議会の久保憲司と言います。よろしく申し上げます。7月21日の補欠選挙で議員として、また活動させていただくことになりました。15年ぶりの議会で、またわからないことがほとんどだと思いますので、皆さん方のご指導、ご鞭撻をよろしく願いいたします。どうもよろしく申し上げます。

◎ 議長(廣尾 正男)

よろしく申し上げます。合わせて本日は、欠席されておりますが、南山城村の山本雅史君が新しく相楽東部広域連合参与に就任されておりますので、ご報告申し上げます。ただ今から、令和元年第2回相楽東部広域連合議会定例会を開会いたします。西村広域連合長あいさつ。

◎ 広域連合長(西村 典夫)

皆さん、おはようございます。本日は、令和元年第2回相楽東部広域連合議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては、何かと御多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。さて、相楽東部クリーンセンターの擁壁等安全対策につきましても、現況評価の必要性等を7月25日の全員協議会で、ご説明させていただきましたが、今後、早急に安全対策を実施していくため、本議会におきまして、安全対策のベースとなります調査解析費に係る補正予算をお願いしているところであります。本定例会におきましては、この調査費等の補正予算のほか、相楽東部広域連合立笠置町中央公民館設置及び管理に関する条例を廃止する条例(案)、物品購入契約の締結につきましてもご審議をお願い申し上げます。何とぞよろしくご審議いただきまして、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。本日は、誠にご苦勞様でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。日程第1、議席の指定を行います。議席は、会議規則第3条の規定によって、ただいま着席のとおり指定します。日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第121条の規定によって、1番、高山豊彦議員、2番、西岡良祐議員を指名します。日程第3、会期の決定を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る7月22日開催の議会運営委員会において、本日1日間とすることで決定されておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声）

◎ 議長（廣尾 正男）

「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間に決定いたしました。日程第4、閉会中の委員会調査報告を求めます。初めに、総務厚生常任委員長、西岡良祐議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

皆さん、おはようございます。総務厚生常任委員会からの報告を行います。本委員会は、7月16日、午前9時30分から和束町体験交流センターにおいて開催いたしました。まず、令和元年度一般会計予算の6月末現在における執行状況について、総務課及び環境課が所管する事業に関して説明を受けました。委員からはクリーンセンターの施設整備費の執行率の低さについての質問が出ました。次に、令和元年第2回定例会の概要として、相楽東部広域連合立笠置町中央公民館設置及び管理に関する条例を廃止する条例案、令和元年度第1号補正予算案、連合立小中学校校務用コンピュータ更新に係る物品購入契約について説明を受けました。委員からは、条例案に関しては、笠置町分室移転に係る作業の進行状況や予定、それと駐車場の確保について、補正予算案に関しては、テールアルメ擁壁等安全対策調査費の内訳や根拠、また擁壁変状の状況について、さらに去る7月25日に招集された全員協議会の開催にあたっては、調査を実施してから設計・工事発注までの流れや方向性を出せる資料を事前に提出する必要があるのではないかとの意見や質問が出ました。最後に、物品購入契約に関しては購入するソフトウェアの数量についての質問が出ました。以上で7月16日に実施した総務厚生常任委員会の報告を終わります。

◎ 議長（廣尾 正男）

続きまして、文教常任委員長、鈴木かほる議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

文教常任委員会からの報告をさせていただきます。おはようございます。鈴木です。本委員会は、7月17日、午前9時30分から和東町体験交流センター会議室において開催しました。まず、教育委員会が所管する令和元年度事務事業の進捗状況として、6月末現在の予算の執行状況について報告を受けました。委員からは、笠置中学校のトイレ改修の各町村の費用負担割合や国庫補助金の補助率について、また中学校における給食の分量についての質問が出されました。次に、令和元年第2回定例会の概要として、相楽東部広域連立笠置中央公民館設置及び管理に関する条例を廃止する条例案の説明を受けました。図書室の産業振興会館への移転に伴い、公民館を廃止とのことで、住民への十分な説明が必要との意見も出されました。令和元年度第1号補正予算案、連立立小中学校の校務用パソコン更新に係る物品購入契約についての説明を受けました。物品購入契約については、購入するソフトウェアの種類についての質問が出され、教育関係では、一太郎が使われているという説明を受けました。以上で7月17日に実施した文教常任委員会の報告を終わらせていただきます。

◎ 議長（廣尾 正男）

以上で報告を終わります。日程第5、一般質問を行います。質問時間は、答弁を含め30分以内ですので、質問及び答弁は簡潔明瞭にしてください。一般質問は、通告制ですので関連質問は許可しません。6番、鈴木かほる議員の発言を許します。

◎ 6番（鈴木 かほる）

6番議員、鈴木かほるです。議長の許可を得ましたので、通告に沿って質問を始めたいと思います。1、教育職員の勤務時間について、OECD（経済協力開発機構）の調査結果が6月19日に公表されたが、日本は世界最長ということです。同時期の東部連合内の小中学校についてはどうですか。勤務時間の上限に関するガイドラインが出され、在校等時間の上限が示され、5月1日から規則が施行されました。施行前後で勤務時間の変化はありますか。超勤4項目にクラブ活動は入りませんが、具体的にどのような削減をしていますか。休日勤務の代休取得などできていますか。ほかに事務・会議の削減計画は進んでいますか。2、教育課程の編成・実施状況について、平成29年度の教育課程の授業時数は、標準時数と比べてどうですか。5年生と中学1年生。平成31年度はどのような計画になっていますか。来年度は指導要領も変わり、小学3年から6年まで標準指導時数が増えます。子どもの学校生活と先生の勤務状態を考えて、どんな編成にするよう指導されていますか。3、不登校・いじめ問題について、児童・生徒の不登校やいじめの問題の根っこに何があると分析していますか。子どもの貧困に、学校や行政はどう支えていくつもりですか。以上です。あとは自席に戻ってやります。

◎ 議長（廣尾 正男）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

おはようございます。よろしくお願いいたします。鈴木議員の一般質問にお答えします。まず、1つ目の教職員の勤務時間についてです。6月19日に公表された、議員ご指摘のOECD調査報告によりますと、中学校教員の仕事時間、日本は48か国中、最長の週56時間とあります。この調査は、昨年2月に行われたもので、この頃には、連合管内における勤務時間も徐々に改善されてきたのではないかと考えております。教職員の長時間勤務につきましては、数年前から服務上の大きな課題となっており、連合教育委員会としましても平成29年7月に教職員働き方改革推進会議を立ち上げ、業務改善、会議の縮小、校務分掌や学校行事の見直し、共同による事務処理、ノー残業デーの設置等に取り組んできました。また、30年度には出退勤時間管理システムを導入し、勤務時間を管理するとともに、教職員の意識改革を図ってきたところです。システムの導入によって、教職員が自ら出退勤を意識するようになり、退勤時刻も徐々に早くなってきました。ちなみにこの6月の各校の平均超過勤務時間は、少ない学校は36時間、多い学校で49時間となっております。議員ご指摘のとおり、文科省は本年1月、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインを策定し、勤務時間の考え方や上限の目安時間を示しました。これを受けて先日、府教委が上限に関する方針を定めました。本教育委員会においても、近日中に相楽東部広域連合立学校の教職員の勤務時間の上限に関する方針を定め、教職員の働き方改革の実現に努めてまいりたいと考えております。なお、この方針に定める勤務時間の上限の目安は、文科省ガイドライン及び府の方針と同様、1か月45時間以内、1年間360時間以内として、数年間の段階的目標を設定して取り組んでいきたいと考えております。また、中学校の部活動につきましては、平成30年6月に策定した、相楽東部広域連合部活動指導方針に基づいて実施しています。練習時間は平日は2時間程度、土日、祝日は3時間程度とし、休養日は、土曜日、日曜日を含む週2回を設定するとともに、生徒の自主性を尊重する部活動の在り方を各校で検討しています。代休取得についてですが、教職員の振替日は年休の取得を促進するために、夏季休業期間中に連続7日間、冬季休業期間中に連続8日間の学校閉庁日を設け、代休が取りやすい環境づくりに努めております。取得率は各校100%となっております。教育委員会としましても各校から教委宛の提出書類や報告書等の見直し、各種会議や研修会の改善などを図ってきました。また、本年度は、府より、和東小にスクールサポートスタッフを入れてもらいました。さらなる拡充を願っているところです。今後も保護者、地域の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、学校と一体となって、教職員の働き方改革を進めていきたいと考えております。2つ目の質問、教育課程の編成及び実施状況についてです。議員もご承知のように、教育課程の管理は、教育委員会が行いますが、各校における教育課程の編成権は校長にあります。校長は4月

当初に教育課程編成届を教育委員会に提出し、承認のもと実施計画に基づいて、教育活動を進めていきます。ご質問の平成29年度の実施状況についてです。小学校5年の場合、学習指導要領による標準時数は、各教科、道徳、外国語活動、総合、特別活動、合わせて980時間ですが、連合の3小学校は、すべての標準時数をクリアしています。とりわけ国語や算数は、10時間前後上回っており、総時間も1006時間と標準を26時間超えて、基礎学力の充実に努めています。中学校の場合も同様で、管内の2校は、標準時数1015時間に対して、実質の指導時数は1083時間となっています。小、中学校とも予備時数を各教科等に振り分けて学力向上を図った結果となっております。次に平成31年度、本年度の計画についてです。小学校は来年度、新学習指導要領の本格実施に入りますが、連合管内の小学校では、1年前倒しして、本年度より5、6年に英語が70時間を教育課程に位置付けて、英語教育の充実に努めています。従いまして、ほかの教科等はそのままですが、英語活動が英語科になった分、総計画時数は1015時間となっております。中学校については、教育課程上の変更はありません。最後に新学習指導要領の完全実施に伴い、小学校3年、4年の英語活動、5年、6年の英語科の実施によるところの、それぞれ35時間の授業時数の増加についてですが、連合はすでに完全実施に向けた取組に入っていることはただ今申し上げたとおりです。年間35時間、すなわち週1時間の授業時数を確保する手段としては、週に1コマ増やす方法、また、毎日10分ずつのモジュールを実施する方法等が考えられますが、これらは子どもや教職員にかかる負担が大きく、教育効果も期待薄ということから採用は控えることにしました。教育委員会としましては、年間を通して35時間を確保すべく、本年度より2学期の始業を8月27日とし、かつ短縮授業時間の見直し、学校行事の精選等を図り、具体的対応に努めているところです。児童生徒にとって、教職員にとっても、ゆとりある教育課程、学校生活でなければと思っております。3つ目の質問、いじめ、不登校問題についてです。少子化により、児童生徒数が減少する中で、急激な社会の変化に伴って却って増加しているものとして、いじめや不登校、児童虐待の件数、そして不登校児童生徒が挙げられます。連合教育委員会としまして、学校教育の具体的重点事項の1つに、一人一人が包み込まれ、みんなでつながる学校づくりを掲げ、いじめの未然防止と不登校児童生徒ゼロをめざす取組の推進に努めているところです。今年度、1学期末での現状ですが、アンケート調査によるいじめの認知件数は、小学校34件、中学校3件、いずれも冷やかしからい、悪口などの軽易なものです。また不登校児童生徒は、小学校1校、中学校1校で計6名となっております。さて、議員ご質問の問題の根っこということですが、これらの課題につきましても、様々な要因が絡まっており、一言で言い表しかねるというのが現状です。とりわけ不登校については、連合の場合、無気力、不安等本人に係る課題のほか、親子関係、家庭環境などが複雑に絡み合っています。学校としましては、全教職員が一体となって、絡み合った糸を一つ一つほぐして行って、何とか登校できるよう日々努力しているところです。ただ、いじめも不登校も、子どもの人権問題であることには違いありません。そのためには、特に道徳科を

要とした道徳教育、人権学習を軸とした人権教育を通して、他人を思いやる心、他者との共生を重んじる心、異質なものへの寛容の心など豊かな人間性の育成に全力を注ぎ、生命や人権を大切にすることを育てていくことが最も大切ではないかと考えています。昨年度、広域連合の教員に求められる5つの力を設定しました。気づく力、伸ばす力、展望する力、挑戦する力、つながる力の5つです。先生方にはこれらの5つの力のうち、人権教育においては、とりわけ気づく力を大いに発揮してもらいたいと常々伝えております。気づく力は、いじめ、不登校、貧困等、いわゆる子どもの人権問題への対応に欠かせません。教師の気づく力が弱ければ早期発見、早期対応にいたらないからです。教室の内外に高いアンテナを張り、児童生徒の小さな変化にも気づく教師であって欲しいと願っております。最後に子どもの貧困対策についてです。連合教育委員会では貧困を子どもの人権問題として捉え、学校では生活と学びの支援に取り組んでいます。子どもの貧困問題は、特に差別や偏見をもたらし、いじめに発展することもあります。道徳科において貧困を扱った教材を活用して子どもの人権問題としての貧困問題に向き合わせる授業を実施するよう各校に指導しているところです。以上、答弁とします。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

私、子どもの貧困につきまして勉強をさせていただく中で、絶対貧困とか相対貧困などがあって、日本においては、相対的貧困が問題になっていて、7人に1人の割合でそういう状況になっていると、そういうことを認識をさせていただきました。新しい服が買えない、塾に行けない、家族旅行に行けない、進学できない。周りの友達ができているのに僕だけができない。なんで僕だけできない。そういうことが繰り返されると、どうせ僕なんてという自己を肯定する肯定感が下がってしまって、健全な成長が促されない。そういう大きな社会問題になっていると私は認識をさせていただきました。どんな環境にあっても教育を受ける権利は平等でありますし、格差があってはなりません。国も児童福祉法に基づきまして、要保護支援や、準要保護支援や、10月からは要保護が無償化にされます。また、府におきましても、先駆けて第3子から保育料の無償化が行われております。連合におきましても、給食費、修学旅行費の無償化に取り組んでおります。また、当町におきましては、放課後児童クラブの第2子から減免させていただいておりますし、中学卒業までの医療費無償化などもさせていただいております。また、ボランティアグループによります子ども食堂よりも発展した、だんらんハウスという取組もさせていただいております、町内におきまして、そういう気運も高いと私は感じております。行政といたしまして、一人一人の児童生徒の顔を浮かべながら、更なる支援を模索して、自治体としての責務を果たしていく、そういう思いでございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

何分までですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

8分までです。

◎ 6番（鈴木 かほる）

1番目の教職員の勤務時間についてです。これは、超勤4項目以外は命令はできないと。残業というか、それはさせられないという前提があるにもかかわらず、今回は、ガイドラインで45時間までは働かせてもいいと。この制度そのものが矛盾してると私は思うんです。ということは、限りなく在校時間をゼロに近づけていく努力を管理者はしないとけないということだと私は解釈しています。すぐには無理だと思うんですけども、まず1つ、クラブ活動です。これは本来、そういうふうにと考えると、学校の先生がやらなきゃいけない仕事じゃないんじゃないかというふうな思いもするんです。できれば、先ほどサポートスタッフという言葉もありましたけども、社会教育に移行していくとか、外部講師を得るとか、当面、2人体制での指導で交代で休みが取れるとか、そういう具体的な手立てが必要じゃないかなと思います。それから小学校も中学校もやっていますが、土曜活用という、これは、前もって計画的にできるもので、代休の処置はきちっと各学校で取られていると思うんですけど、そういう時に修学旅行の後なんかもそうですけども、例えば、午後からは、すばっと授業がなくなるとか、そういう思い切った施策も必要なんじゃないかなと思います。特に、週休日に働いた時の代休というのは、直近にというので、だいたい私は、その週のうちにというか、1週間以内に取りさせるというのが原則やと思うので、できるだけそれに近づく努力はしていただきたいと思います。それからもう1つ提案なんですけども、これは、大津市なんですけども、勤務時間外に外部からの電話はお断りですよということを知らせた文書を出してるんですね。これは、学校の先生の勤務時間というのは、何時から何時ですと。だからそれ以外は、電話はご遠慮くださいというので、文書を出しているんですね。これは、前に担当の方には、FAXでこんなありますよというお届けはしているので、参考になるかと思うんですけど、だいたい保護者の方は、あんまり先生の勤務時間で認識してないんじゃないかという気がするんです。何時でも学校に先生が居さえすれば、かければいつでも対応してくれると思っているんじゃないかと思うので、そういうことも1つの表れとしてできるんじゃないかなと思います。ここまでで1つです。

◎ 議長（廣尾 正男）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

まず1点目の勤務時間の上限45時間ということですが、これは、議員おっしゃるとおりですね、45時間働いてくださいということではありません。上限ですね。とりあえず教育委員会としましては、それはどんどん下げていってですね、ゼロというのが最終目標です。ただ先ほども申しましたように、一気にはいきませんので、段階的に取り組んでいきたいと考えております。それから部活の方ですが、おっしゃるように指導は、中学校の教職員がやっておるわけですが、最近は外部からも指導に入ってもらって、かなり助けてもらっております。うちの場合は、部活もですね、限られております。バスケとか野球とかですね。そういうところも含めてですね、部活動はこれからも外からの人に来てもらえたらなというふうに思っております。それから土曜活用につきましては、昨年度までは、5日やっておったんですが、今年から時間数の関係もありまして、年間3日間にしております。この代休も早急にするようにしております。おっしゃるように一週間以内というのが理想ですけど、できるだけそれに取りれるようには図っておりますが、どうしても業務の関係でやむを得ない場合は、夏季休業、冬季休業中に振り替えるということで、最初からそこを取るという必要は考えておりません。ただ、勤務時間外の電話等の対応につきましては、連合管内、5小中学校あるんですけど、学校によっては、そういう形で保護者に理解を求めている学校もあります。これからそういう学校が増えていくように、教育委員会としても考えていきたいと思っております。

◎ 議長（廣尾 正男）

鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

向いてる方向としては肯定できるものだと思うんですけども、やっぱりなんで週休日に働いた時に、早く代休を求めると言ったら、やっぱり健康回復というか、体力回復ということがあると思うんです。先生も生徒も。だから夏休みにずっと伸ばしてまとめ取りというのは、これはある意味、意味がないんじゃないかと私は思っていますので、できるだけその週のうちにとれるような努力は是非するべきじゃないかなと思います。それから世界のOECDのあれが出ましたけども、日本の国では、部活の時間が中学校で7.5時間、それから事務関係で5.6時間というふうに部活と中学校は特に、部活と事務関係にすごく時間を取られているんです。だからできるだけ報告文書を減らすと言うかそれも1つ、大鉦振るわないとなかなかできないことだと思うんですけど、大事だと思います。その反面、研修時間がわずか0.6時間です。だから中学校の先生はほとんど勤務時間中に自分

自身の研修の時間は取れてないというのが実態なので、その努力は是非していただかないといけないかなと思います。次に教育課程の編成、実施状況についてというところですが、今年から、今年の2月25日付けで保護者には連絡を出していますが、夏休みが短くなりました。その根拠というのが英語学習ということで、説明されていたと思うんですけども、本当に夏休みが短縮されて大丈夫なんですかと思うんです。エアコンが入ったということをよく説明で言われますけども、エアコンが入っていない小学校もありますし、それからもし2学期始まって運動会の練習とかになったら、例年、この頃気温が上がってきているから、運動会の練習中に子どもたちが倒れるとかいろいろな弊害も起こってきていますので、本当に夏休み短縮はよかったのかなという思いはします。それから夏休みの間の先生方の連続年休5日以上というのはできているのでしょうか。それから特休はきちんと取れているのでしょうか。自宅研修は十分取れているのでしょうか。今年の夏、先生たちの夏休みが本当に自分の学びというか、力をつけてゆっくり体力をつける時間になっているのでしょうかということが気がかりです。それから実際問題として、労基法による休憩場所、きちっと保障されているのでしょうか。学校の中に先生方がゆっくり休憩できる場所があるのでしょうか。それから80時間以上働いているような先生にきちっと医師が対応するようなそういうシステムはできているのでしょうかお願いします。時間があまりないので。

◎ 議長（廣尾 正男）

今までの見地で西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

教育課程の方ですが、中学校は、今もおっしゃるように、部活かなり大きな比重をしめております。これにつきましても、部活のあり方そのものをそれこそ教師が考えてやっていっているのが現状です。それから2学期のスタートが8月27日になりました。今年以降最初の取組ですから、まだ今のところとどういうかたちに結果になるかということは、全く掴みかねております。とりあえず運動会、あるいは体育大会につきましては、もうちょっとそれに基づいた各学校計画をしております。とりあえず今年は、実際にやってみて、どんな課題が出てきたのか、あるいはその辺りを整理をしながら、2年目に向けてやっていけたらなというふうに思っております。それから自宅研修の方につきましても、先ほども言いましたように、学校閉庁、今年は7日間と土日を入れましたら、9日間ありますから、ここで十分、休養なり研修という形はやってもらえらると思っております。休憩場所につきましては、特に各学校の実態によりますが、そのあたりについて、学校でできる範囲で取り組んでいくというのは重要です。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

鈴木議員。

◎ 6番（鈴木 かほる）

不登校といじめ問題ですが、本当に貴重なことを聞かせてもらったんですけども、先ほどこら言っている先生の勤務時間のこととか、それから授業時数とか全部ひっくるめてやっぱり学校の中に、私は時間と空間と人と人の間のゆとりと言うか、それがものすごく大事だと思うんで。色んな事を含めて。やっぱり学校に行きにくい子どもについても先生達のあなたのことをいつも思っているんだよという、そういう安心が子どもにも親にも届いているかなとそういうことを思うんです。そのためにも先生たちにも、もっとゆとりのある学校生活を送ってほしいと思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

その件について西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

働き方改革の目標の1つは、とりあえずもちろん勤務時間数を短くすることによって、子どもとの触れ合う時間、これを少しでもたくさん取りましょうというのが、これが大きな狙いでした。もちろんこれだけじゃないんですけど、そういうのはやっぱり働き方改革を進めることによって、教師のゆとりが子どもに伝わって行って、のびのびとした学校生活を送れる。これはもうはっきりしておりますので、教育委員会としても是非その方向で今後とも進めていきたいと考えてます。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

鈴木かほる議員の質問が終了しました。引き続きまして、8番、坂本英人議員の発言を許します。

◎ 8番（坂本 英人）

それでは、一般質問をさせていただきます。相楽東部広域連合の目的について、お聞きします。平成20年12月22日、京都府指令20自治第1280号許可において、この広域連合は相楽東部広域連合として発足いたしました。1つの自治体が誕生したということです。連合の目的はいったい何なのか。連合長、詳しく説明をお願いいたします。その中で連合規約第4条の事務処理で（6）の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育委員会の設置、教育行政の組織と運営に関する事務がありますが、これについて教育長、分かりやすく説明をお願いいたします。連合の学校設置条例において、どこが管理するのか。教育委員会が管理をするならば、容易に単独で采配できるものではありません。もし采配するならば、どのような手続きが必要なのか。また、それが必要であれば、当然、連合議会に諮り、議決が必要ではないでしょうか。平沼副連合長にお聞きいたしま

す。私が今、述べた事について、あなたは何か心当たりはありませんか。副連合長は、教育と福祉をいっしょに考えておられるのではないのでしょうか。いかがですか。今年度も、笠置中学校管理費の工事請負費も計上されており、事業が実施されます。事業費の2,838万5,000円の内、南山城村が1,850万6,000円、笠置町が9,879,000円の起債を起し事業を実施いたします。今年度だけでも、2,838万5,000円を笠置中学校に投資する訳です。どう考えますか。もし、中学校を目的外使用をすると、起債を含む補助金を返さなければなりません。ご理解されていますか。それでも、中学校を特別養護老人ホームにしますか。お聞きします。以後の質問は、席に帰ってします。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

坂本議員のご質問にお答えいたします。広域連合は、多様化した広域行政、非常に適切かつ、効率的に対応するため、広域的に処理することが適当な事務について、広域計画を作成し、それを総合的に計画的に処理していく、地方自治法に規定された特別地方公共団体でございます。相楽東部広域連合につきましては、平成20年9月に相楽東部連合規約を3町村の議会において可決をいただき、議員ご指摘のとおり、同年12月22日に知事許可を得て設置されたのものでございます。少子高齢化の進展により、保健、福祉、生涯学習、教育等の住民サービスがますます増大する中、その水準を維持向上していくためには、広域的で機能的な施策展開や、地域の実情に応じた仕組みづくりと住民と公共団体とが協力して地域力の再生を図っていくことが求められております。特に相楽東部地域におきましては、各町村の財政状況が非常に厳しい中、区域を超えた対応で広域的な行政需要に適切に対応するため、3町村が連携して、一体的に事務の効率化に取り組んでいくことが極めて重要でございます。そうした中、相楽東部広域連合では、非常に厳しい財政状況に対応し、将来に渡り、安定した住民サービスを提供していくため、教育事務など、3町村共通の事務を一体的に処理する体制を確立し、行財政基盤の強化と事務の効率化を図ることにより、より良い住民サービスの提供や住民福祉の向上を図っていくことを目的としているところでございます。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

西本教育長。

◎ 教育長（西本 吉生）

私の方からは、連合規約第4条、広域連合の処理する事務についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、連合規約第4条は、広域連合の処理する事務について定められてお

り、その第6号に地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく教育委員会の設置、教育行政の組織及び運営に関する事務とあります。つまり設置と事務について記されているところです。まずは教育委員会の設置についてです。地教行法第2条に都道府県、市町村、地方公共団体の組合に教育委員会を置くとあります。相楽東部広域連合は関係3町村における教育行政の整備充実を図るため、この地教行法第2条に基づき、平成21年4月広域連合に新たに教育委員会を設置し、今日に至っているということです。次に教育行政の組織及び運営に関する事務についてです。関係町村がこれまで長年かけて築いてきた歴史や伝統を重んじつつ、広域連合から託された教育委員会が教育行政の組織及び運営に関する事務全般を担うということです。その事務内容は、教育委員会の職務権限として地教行法第23条に定められています。学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に関すること。教育財産の管理に関すること。校舎、その他の施設設備の整備に関すること。教職員等の人事に関すること。児童生徒等の就学、入学等に関すること等です。なお、ご質問にありました、相楽東部広域連合学校設置条例に定める学校は、学校教育法第2条に基づき地方公共団体である本連合が設置したもので、管理に関しましては、教育委員会規則で定めております。ただ、ここで言う管理とは、教育課程、教育活動、教職員、施設等に係る管理のことです。以上、ご理解の程よろしく申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）
平沼副広域連合長。

◎ 副広域連合長（平沼 和彦）

南山城村村長の平沼でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。ただいまの坂本議員様のご質問にお答えいたします。後段の部分で私が関与するところがあるかと思ひまして、何点かございますが、順を追ってお答えしたいと思います。まず管理の件につきまして、先ほど西本教育長が述べられたとおり、これは教育の独立性、また、皆無ということとは存じ上げております。そして、教育と福祉を一緒に考えておられるのではないのでしょうかということにつきましては、別々に切り離して考えております。混同はいたしておりません。次に管理費のところですが、これは決定されたことですし、必要な維持管理費ということだと思ひます。また、目的外使用についてですが、起債を含む補助金は返さなければならないということにつきましても、適化法とかございますので、一応、承知しているつもりでございます。そして最後のところですが、これは、私が村長選挙の時に述べた件だと理解しております。中学校の転用についてですが、この時も申し上げましたとおり、転用については、教育委員会、PTA、また文科省との協議が必要であり、簡単にできるものではないというふうにも言っております。そして可能性として、例えば、例え話ということで、中学校、小中学校のところを1つに統合して、空いたところではどうかというふうなことはお話ししました。しかし、先ほど言いましたように非常に難しいというこ

とも承知しておりましたので、ほかにも案がありますということもお伝えしました。そのほかの案と申しますのは、具体的にお答えさせていただきますと、村にはレイクフォレストリゾートのホテルがありますが、この12月27日に営業を終えます。その話は5月20日の時点で私承知しておりましたので、そういった土地を何とか利用できないかということで交渉もしましたし、今、現在も交渉を進めております。これについては社会福祉法人さんの方にもこないだお話を聞いたりして、そういったことで高齢者福祉施設についても色々と検討しているところなんです、そういった検討してる最中にですね、この特養の建設の是非についてまでちょっと今考えが及ぶところで、申しますのは、村民のニーズにあった高齢者福祉施設とは一体何が良いのかというところで、今模索している状況でございます。そういったところで現実的に笠置中学校の跡地を福祉施設にするというようなことは考えてはおりません。以上でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

坂本です。僕が心配したのは、個人演説会、個人演説会じゃないわ、公開討論会ですね、あの場に僕も出席させていただきまして、新しい関連自治体がどういう風な考え方で進んでいくのかというのがすごい興味がありましたので、参加させていただいたんですけども、その中で副連合長が政治生命をかけてやると言った中にこの内容が含まれておったと、僕は認識しましたし、あそこの会場におられた方が、多数そういうふうな聞き取り方をしたと思うんですよ。僕も小学校、中学校は、今、子どももいますし、あそこに通ってます。自身もあの学校を使って学ばさせていただいておりました。いきなり村長が変わったら全部変わるのかと。そんなバカな話はないだろうと。そもそも笠置中学校の発足というのはどういう歴史があったのかという話になるじゃないですか。そういう中で政治生命をかけると言わはったことが僕は、すごいネックです。政治家ってそんな簡単に政治生命をかけるのかというふうなことを思ってしまったので、今回こういう質問をさせていただきました。今、村長としての答弁が、そこはそんなに重きを置いてないんやという発言をされるのであれば、もうここで中学校へはできませんと。それこそ、今年だけでこの予算ですから。去年もお金使ってます。その前も使ってます。それ笠置町も返さなあかんのですかという話になりますやんか。ここで断言していただきたいです。笠置中学校はそんなことはしませんと。

◎ 議長（廣尾 正男）

平沼副広域連合長。

◎ 副広域連合長（平沼 和彦）

笠置中学校の建設についてはですね、ちょうど私の父親が議長をしておりました時、相当苦勞してあそこに持って行った。また、選挙期間中にあそこの用地を提供した方にもいろいろお話を聞きまして、それなりの苦勞をされて、私は身をもって感じております。それで、なぜそういったことを考えたかと言いますと、少子高齢化に入りまして、地方では廃校の後に福祉施設が建っている事例がたくさんございますし、また隣の今、伊賀市に合併しておりますが、島ヶ原村では10年ぐらい前にですね、小中学校として1つの用地に建てております。そういったことで、非常に経費も軽減できるというメリットもございますし、また村では、かなり地域地域、広いところですね、スクールバスを動かしているんですが、そういったスクールバスなんかの集約できると。今回、2,800万ほどの補修費もありますけれども、そういった経費がですね、1つの所で1つの建物の中に持っていくと、将来的にそういったことで、そういった経費が抑えられるんじゃないかと。ますます人口減ってまいりますし、言われております2040年問題では、村の人口は、いつ1,240人になると、そういった待たなしのところに来ておりますし、そして私は政治生命をかけると言いましたのは、この高齢化につきまして、そのところを一番選挙期間中に住民の皆さんから強く訴えられたとこなんです。私も色々回っているところですね、何とかしてほしい、何とかしてほしいと、この声が一番多かったんです。政策を10ほどあげました中で一番難しいのはこのことと思ってます。日に日にこの問題に取り組みば取り組むほど、こんなに難しいのかということ、今、本当に感じているところです。その当時は、もう少しまだ軽く感じておりました。選挙期間中は、まあそういうことはできるのかなということで感じておりましたけれども、今、一番困っている交通と福祉のこのことについて、本当にここが私が一番取り組んでいかなければならない重点政策だなということ、で申し上げました。よろしいでしょうか。

◎ 8番（坂本 英人）

やるのかやらないのか。

◎ 副広域連合長（平沼 和彦）

ですが可能性として言いましたけども、非常にハードルが高いということで、笠置中学校に絞ったわけではございません。

◎ 議長（廣尾 正男）

坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

地域課題は、東部3連合、各々ほぼほぼ一緒だと思います。2040年と言ったら、う

ちの町は、662という数字を総務省がありがたく出していただいていますし、それに対して、どう突き進んでいくのかということは、僕の町でも考えなあかんことなんですけども、何でもかんでも一緒にしたらいいというもんじゃないと僕は思ってるんですよ。小学校教育の大事さ。中学校教育の大事さ。それが校舎が1個にしたからあかんようになるのかと、そういうことではないと思うんですよ。ただ、今、あって笠置中学校ってすごい充実しているという話は、先生も自信を持って職業全うされてると思うんですよ。PTAなんかでも色んな所に参加させていただいて、笠置中学校の能力の高さというのは、極めて高いと。その今、わざわざなぜ体勢を崩して、新しいことにチャレンジしなあかんのかということも思いますし、福祉に関して言えば、定住自立圏を伊賀市と結んでおられるのであれば、伊賀にいけるんじゃないのかと僕は端的に思うわけですよ。ほんまに教育というものの大事さと福祉で守らなあかんことの大事さと、福祉で守らなあかんことの大事さとを本当に分けていただいて、いろんな事例あると思うんですよ、いろんな立地もあると思うんですよ、だから端的に笠置中学校の構造を変えて、特養を作ったらお年寄りの票が取れるみたいなことはもう忘れてですね、教育は教育、福祉は福祉で跡地利用があるのであれば、そちらで考えていただいて、今、あるもの弱体をさせるような施策はやめていただきたい。そこを今、村長がまだ、濁し気味おっしゃるので、もう今日、決めてもらえるまでやめません。

◎ 議長（廣尾 正男）

平沼副広域連合長。

◎ 副広域連合長（平沼 和彦）

笠置中学校を潰すということは全然考えてないです。場所を移動してどうかなということで考えただけでして、笠置中学校は笠置中学校でもちろん残ります。中学校をどうのこうのというわけではなく、校舎を統合したらどうかなというふうに言っただけでございます。それといろいろ福祉法人、特養がございます。うちの村でも待機の特養待ちの人ですね、それも調べたんですけども、顕在的に出てくるのは2名でした。それが後、潜在的にどれぐらいいくかというのは調査しきれてませんですけども、たった2名だったということで、それでちょっと私も愕然としたわけでございます。ですから、村のニーズはいたい何なのかという、まだもう少し調査しなくてはならないと考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

僕は、笠置中学校を潰す潰さへんの話じゃなくて、あそこの校舎は中学校でいいんじゃないかという話です。だから村に大きい小学校があるのも存じてます。あれを建てた当時から、僕、子どもながらに思っていました。二十歳そこらやったから。こんな大きい建物いるのというふうなことは、うちの父親も建設従事者でしたから、いろんな話聞きました。いろんな方から電話もかかってきました。いるのかいないのかの話も当時、よく聞きました。一緒にしなあかんという考え方は分かるんですけど、まだまだ笠置にも小学校があって、笠置の小学校でもいろんなプロジェクトを試みようとしているところなんです、だから執行部が変わったら全部変わるということはね、確かに首長も住民が選んでるわけですよ。でも各地域にいてる僕たち議員はね、当然住民の後ろ盾があって、住民自治というものを守っていかなければいけない。その中でね、笠置中学校、じゃあ校舎なくします。特養にします。校舎を使って特養にしますとなったら、僕ら現役としては、ちょっと待ってくれよと、それ村だけの話じゃないですよ、ということなんです。ここにも書いてるように議決がないとできないことなんです、それでもまだやるとおっしゃるのか、それとも中学校は別で考えますと。坂本さんうるさいしと言うてくれはるぐらいで僕はいいと思うんですよ。本当に子どもの未来を人口減ってるからこそ守らあかんのですよ。お年寄り大事です。でも小規模、多機能があたりとか、いろんな福祉で多機能化してると思うんですよ。そういうふうにして、ミニマムで色々な人を助けられる。そういうふうな政策に切り替えていただきたいと。安易に笠置中学校を使ったとか、そういうなんか耳障りの良い政策ばかりを提案しないでいただきたい。

◎ 議長（廣尾 正男）

平沼副広域連合長。

◎ 副広域連合長（平沼 和彦）

あの非常に誤解を生んだということでごめんなさい。失礼しました。可能性としては、3つ考えておまして、1つは、今のお話で、もう1つは、レイクフォレストの跡地のことで、これはまだ交渉中です。もう1つとしては、養豚所の跡地に前村長は、そこに高齢者福祉施設を建てるとい、これも話をしておりますが、いずれにしても、3つとも非常に難しい提案なんです。ですから、選挙中に言いましたことは、そこを例えばということでは、他に案があるということで、限定した言い方ではございませんが、非常に関係者に誤解を招いたということで、それは心情的に私もお察しし、お詫び申し上げます。まだ、いろんなことを高齢者福祉施設については、いろんなことまだ模索中ということで、ご理解を賜りたいと思います。以上でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

坂本議員の持ち時間は、あと5分ほどです。坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

副連合長は、どうしてもやらないということは言わないと。やらないと。やらないって言うてくれはるんですか。ほんまに僕ら今、政治で低迷してると思うんですよ。特に地方議会は、なり手は少ない。いろんな問題が山積の中で、やっぱり真実を言わないといけな。できることみんなが幸せになるような世界をつくる、理想郷を作るということを思っているのは分かるんですけども、やっぱり民主主義なんでね、反対側では、全く違う事を考えてる人がいるので、そこはこれから勉強って僕が言うたらおこがましいんですけども、ともに勉強して、良い東部広域連合を作っていけたらなと思いますので、まあ笠置中学校が守れるということは、ちょっと僕もほっとして今日から寝れるなと思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

坂本英人議員の質問が終了しました。審議の途中ではありますが、少し休憩を入れます。45分から再開します。

休憩

◎ 議長（廣尾 正男）

休憩前に引き続き、会議を再開します。続きまして11番岡田勇議員の発言を許します。岡田議員。

◎ 11番（岡田 勇）

議長のお許しを得て一般質問を行います。まず最初に、先月、南山城村村長選が行われて、平沼新村長が見事に村民の支援を受けて当選をされました。このことにつきまして、心からお祝いを申し上げ、今後ともご活躍を期待しているところでございます。通告書のとおり、1番から始めさせていただきます。テールアルメ擁壁の今後の改修についての方角性であります。先月、7月25日の全員協議会で、この件についての説明が行われ、その時に、今までの裁判でお世話になった建設工学研究所の先生方の説明によると、いつ崩壊してもおかしくないとの説明でありました。平成30年12月21日、平成30年度第1回臨時会の議案第7号、和解及び損害賠償の額を定めることについては、私は賛成をいたしました。それは苦渋の決断でありました。早く改修工事をやらなければ、大変な惨事が起こると言い続けてきたのはその理由であります。何が一番大切であり、大事か、そのことを言い続けてきましたが、連合は裁判が一番だと思い、そこに努力をされてきました。それも大事でしょう。しかし、住民の生命と財産を守ることは、最も大事なことはないでしょうか。神戸大学の先生方は、災害が起これば、莫大な被害になるであろうと想

定されていました。また、和東川にも影響が出るとおっしゃいました。にもかかわらず連合は、今から調査をし、施工までいかほどかかるのか。12月まで調査をし、それから設計施工となりますと、私たち素人が考えると、来年の終り、もしくはそれ以上になるのではないのでしょうか。連合長いかがですか。具体的に何がどうあって、どうなるということの説明をよろしく願いいたします。次に2です。今後のごみ処理についてであります。連合は、平成26年1月22日、残すところあと5年となる時、それぞれの区の公害防止協定の期限が平成31年3月で切れるため、以降のごみ処理の方向をどうするのか。ごみの減量化対策も含めて検討されたと聞いております。以来、計5回の委員会が開催され、その委員会は、京都大学の先生、また、3町村の担当課長、事務局を含む10名程度で構成されていたと聞きました。委員会の中では、色々な選択肢があり、メリット、デメリット、また、長期的展望、施設の維持コスト、運転コスト、そして地元の対策もあります。現センターの継続、新センター建設、新たな広域処理、民間施設の処理委託等があります。様々な角度から検討されたように思います。その時に最も大切な地元の対応について、どのように考えておられたのか。協定書の記述の8、その理由など明らかにして、丁寧な説明が必要であります。その時点から、連合は一丁目一番地、2丁目2番地、3丁目3番地とされてきたのではないのでしょうか。連合長いかがですか。その時にもテールアルメ擁壁への危機感は、誰1人と持っておられないように思います。連合は裁判に勝つしか考えておられなかったように思われます。これもいかがですか。最も先を見据えて考えるべきではないのでしょうか。その時点では、全て裁判の事ばかり先行して、先ほどの大事な問題であるテールアルメ擁壁の議論もない状態が長く続きました。今に至っては、裁判で和解ができたため、1からスタートすることで、全く計画もなし、危機感もなし、連合は何をやっているのか。しかも今日まで地元住民に対して、議会に対しても裁判中だからと言って、精細な説明はされておられません。金額的なことばかりおっしゃっているだけで、何がどうなっているのか、私たちは理解に苦しんでおります。大事な議論がなしで、何事も進めていこうとしておられる連合管理者の連合長の皆さんいかがですか。3丁目3番地のことから全く進んでいないのではないのでしょうか。この件、私は何度も何度も頼んでおります。一体いつになったら解決できるのか。はっきり西部側に一体いつから誰と誰が何月何日にどういう内容の話し合いを持たれたのか。紙面で提出をお願いいたします。3については、答弁を聞かせていただいてから、後ほど質問させていただきます。当初、議長が申されたとおりに時間の制限がありますので、単刀直入に答弁をお願いいたします。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

岡田議員の持ち時間は11時16分までです。西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

岡田議員のご質問にお答えをいたします。私も岡田議員と同様でございます。1日も早

く安全対策を講じなければならない。その思いが1点でございます。そのためには、テールアルメの擁壁が、今どのような状況になっているのか。どのような修復をしていかなければならないのか。そういうことにつきまして、きちんとした調査をしていただき、それに基づいて、適切な、合理的な、後に禍根を残さないような工事をしていかなければならない、そのように考えております。工事が来年度になるかもしれない、そういうことにおきましては、そういうことも危惧をしているわけでございますけども、なるべく調査も早くしていただきまして、また、次の設計も早くしていただきまして、1日も早く工事ができるように進めていただきたい。そういうふうと考えております。また、いつ何時、事故が起こるかわからない状況であると渋谷先生も言われました。そのことにつきましては、祈るだけでは、私たちが責任を果たしてることにはならないと私は思っております。今、連合としてできること、緊急的な措置もしていかなければならない。そういうふうと考えております。この間も土嚢とかシートなどをして緊急対策も可能だと言っていました。そういうことも真摯に受け止めて、必ずじゃないですけども、事故が起こらないように、連合として最大限の努力と言いますか、手立てをしていかなければならない。このように考えております。続きまして、ごみ処理の方法でございますが、岡田議員も言われましたように、検討委員会を立ち上げまして、ごみ処理の今後の検討を重ねていただいたところでございます。その中で、岡田議員も言われましたけども、5つほど方向を示されました。その中で連合といたしまして、今の方法が一番最善であると、そういう事で議会の合意を得まして、今、進めているところでございます。今後におきましては、今、緊急避難の措置を5年間とっておりますけれども、1日でも早く地元との交渉も積み重ねさせていただき、できるだけ早く地元との合意もいただきたいと考えておりますし、その一方、西部じんかいにおいてですね、加入していただけるような、そのような取組も強めていきたい、そのように考えております。以上でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

岡田議員。

◎ 11番（岡田 勇）

答弁いただいたんですけども、今の答弁はもうすでに何年か前からそんな事ばかり言われてます。堀町長ですけども、何も進歩してません。それだったら私でも言えます。今の答弁だったら。裁判中においても危険だということをたぶん議論もされてると思うんですよ。裁判中で危険だという話もたぶん中身はあったんですよ。危険だこの間、先般、神戸の先生方がおっしゃった、いつ崩壊してもおかしいというのは、いつ聞かれましたか。まず、連合長。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

私お聞きしたのは、この前の全員協議会におきまして、渋谷先生から、いつ何時、崩壊するかもわからない。そういう危険性もはらんでいて、そういうことをその場でお聞きしました。

◎ 議長（廣尾 正男）

11番、岡田議員。

◎ 11番（岡田 勇）

この間、全員協議会で聞かれたということですね。それまでの裁判の中で、いろんな議論があったと思いますよ。あの裁判は一体争点は何ですか。争点、裁判の争点、要するに設計者はあの位置にああいう建物を建てたらいけませんよというのが争点。施工者は、施工不良、要するに手抜き工事をやってる。だからこけるんですよ。ということを言ってるんです。こっちもそのつもりで言うてるんですか。裁判しながら。それそらこけるということがわからないというのは、一体、西村連合長どういうことですか。そんなことではありません。あなたが副連合長に就いた時にすでに勉強しないといけないですよ。こういう問題がある。東部にこんな大事な問題がある。生命に関わる問題があるということを勉強してもらわなあかん。これは平沼副連合長にもお願いしておきます。今、一番大事なことは何なのか。東部連合には何が大事なのかということ。ごみの処理は大事ですよ。しかし、いつ倒れてもおかしくないということは、莫大な費用なんですよ。そしたらその根拠は何です。先生来られた根拠は何です。私この間、資料を見せてもらったんですけども、急に言われたらわからなかったんですけど、昨夜、寝ないで考えたんです。何を言わはるのかということ。先生方が。例えば、例で言いますと、擁壁が傾くか、だいたい我々の認識が20度でした。今、何度なのか。20度になっているのか。それとも沈下が何センチなのか。そういう根拠があって、いつおかしくない、タイムリミットが必ずあるはずなんです。それ以降は、絶対危ないということ。今は、先生がおっしゃってるのは、もう最高のところまで来ていると思うんですよ。それくらい切羽詰まってくるんですよ。にもかかわらず、まだ7月の時には、わからなかった。危機感を持っておられるのかということですよ。そんなことで務まりますか。もう何年も先に、今、この裁判のね、裁判の記録の時にもあるんです。その時でもこの神戸の先生方に、平成20年度に神戸の先生方に調査を依頼されてるんです。それから22年、24年、26年、27年、28年、29年、全部調査は依頼して、それで争点の問題で、裁判所でこの先生方の文面を使って、裁判を闘ったんです。それはなぜやということがなぜわからないんですか、と私は聞きたいんです。こけるかわからない、こけるかもしれんという、想定の中で、その上で裁判を戦ってるんですよ。そ

れをわからないでね、これどないしますか、何年もかかりますよ。12月でこの工程表でいきますと12月で大体なっているんです。12月まで、動く、動態調査という、どれぐらい動くかという、その調査がここに入っていないんですよ。測量だけで、裁判では入っていると思うんですけども、見積もりの中には、動態調査あるんですけども、莫大なお金で550万円。動いてる、何センチ動いてるんやっていうことが一番大事なんです。これを何で、もっと早い時点で、これをやらないと工事にかかれぬ。設計が組めない。そんな誰が見てもわかります。そんなことは。だから早く察知しやなあかん。裁判中でも。私は期待してたのは、和解ができて、お金が入ってきて、すぐに設計ができて、すぐに工事は、その年内にかかれると思っていたんですよ。今の先生方のあれを見ますとね。12月まで調査がかかるんです。この調査なんかほとんど前に調査されてることなんですよ。お金をかけてるんですから。裁判都度に調査をされて、専門的なこともあるよ。我々のわからんこともありますけども、全て倒れない、倒れるかもわかりませんよ、という調査をされてるんです。この間、まだ余裕やないけども、どういう具合に言ったか、私言い方がわかりませんが、まだ大丈夫というような口ぶりだったらいんですけど、いつ、明日こけてもおかしくないということをおっしゃってるんだったら、それは何を指しておっしゃってるのか。これ文面でね、神戸の理研科学、理研工学、そこへ1回出してください。いつ崩壊してもおかしくないという根拠、タイムリミットの根拠を出してもらってください。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。地元の対応と今、言われたやつについて答弁願います。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

地元との対応につきましては、議員言われるように、十分ではなかったと思っておりますし、いろんな回答とか求められてもすぐにできない、期限ギリギリになってしまっている、そういう状況が続いております。そういうことにつきましては、改めまして、きちんと説明、また、調査した、そういうことにつきまして、詳しく説明をさせていただきます、ご理解を得られるような取組を進めていきたいと思っております。今、岡田議員が要望されました資料につきまして、そういう資料が提出できるかどうか、ちょっと私の方では、今の時点では、確認できません。そういうことについて、資料として、提出できるかどうかの確認をいたしまして、できるとあれば、すぐに議員の皆様へ配布をさせていただきます。以上でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

11番、岡田議員。

◎ 11番 (岡田 勇)

テールアルメのことについては、ここではっきり大学の先生方がいつ崩壊してもおかしくないですよということを申されているのは、明らかに議事録に載ってますから、これから長引いて、万が一、崩壊した時の責任は誰がとる。これは、人災ですよ。天災違いますよ。これはいつも、私は10年間続けてますけども、この責任は誰がとってくれるんですか。連合長3人、また保証を書いてもらって、責任は私がとりますと書いてください。今からですよ。これ明らかに、科学的にいつ崩壊してもおかしくないということを明らかにされているんだから、だから当然ここへ来るまでにすでにもっと準備期間をもって、危機感を持ってやって欲しいのは私の願いです。それともう1つ、3丁目3番地、これ全部の議員のほとんどの人が知ってますわ。地元の対応どうなってるのか。何回も何回もほかの議員さんも質問されてます。にもかかわらず、いつ何日、どこで誰と、どんな協議しているか、いっぺんも出てきません。文面にも。だから今回、これから3丁目3番地をいくとするならば、しっかり誰と、どこで、どういう話をしたかというだけ文面を出してください。と私言ってますよ。以上そういうことです。ただ、危機感だけ持って欲しい。保証人になってくれるかどうかだけ聞いてください。

◎ 議長 (廣尾 正男)

堀広域副連合長。

◎ 広域副連合長 (堀 忠雄)

お答えさせていただきます。少しちょっと裁判のところから行きますから、裁判は、損害額を決定する裁判でした。争点がひとつ違ってますね。損害額がいくらとする裁判、そのための原因を実証するのに神戸大学の渋谷教授にお世話になった。根拠を示す測量でした。しかし、この測量を生かして、これも経費を出しています。今、岡田議員言われたように、いわゆるその経費をきちっと無駄にはせず、昨夜寝ないで見てくれはったらわかりますね、3本足りないやつ、2本足りないやつを今、測量に入れると、こういうことですね。そしてまず、この目的は何かと言うたら、まず、1つはその地域を安全策をとってもらわんとかなん。これは私、地元の町長でありますから、あのままほっといてくれたらかないませんね。当然、防災としてのいわゆるあの地域は、今までは、テールアルメだけの問題でした。あの測量を見ていただいたらわかりますように、誘発したんですね。全体の問題です。だからそれを今、測量して、安全対策を講じると、こういう施策で今、取り組んでいるわけです。だから先ほど根拠を出してくださいねと、その根拠やなしに、そういうものをわかるために、はっきりさせるために、この間の全協で話ありましたように、あと2点の測量も入れてやらしてくださいねと。そして、その測量に基づいた設計をして、1日も早いことの対策工事を講じると、これが筋だと思っております。16分まであるんですか。まだいただけてるんですか。だから今、言われた時の文書で出すとか、ああいう

ものというのは、何を出す根拠も何もないわけですね。争点が違いますから。だからそういう意味では、検討というか、申し訳ないですけども、先ほど連合長は、十分検討ということですけども、その辺のところの。今の争点で分かりますね。今の答弁でみなさんにご案内のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

岡田議員。

◎ 11番（岡田 勇）

争点、争点てね、いつ誰が誰と会ってこれからするんやということは、誰でも、例えば、木津川市のどどこに会って、どこにするというくらい、目標を計画するはずや。だから今、それをわからんとか何とか言わはるけど、計画性があつたら絶対そんなん出ます。それが計画ですやん。だから裁判の争点とおっしゃいましたけども、ちょっと僕はお返ししますけども。争点はね、これ見ましたか。争点というのは、ウエスコに対する争点、それから日立に対する争点、これが争いになってる。先ほども言いましたように、ウエスコにはその場所に設計をしてもおかしくないのかということが争点になってる。それが1審の時は勝ちました。2審の時は結局、後の言い分は、ウエスコが言い分を認められた。それと日立もそうです。債務不履行、全て。それは言ったら、実施計画とか、例えば、施行義務違反、工事中止命令を出さなあかんのに出していない。これが争点です。これで1審の時は、全部我々勝ったんです。今回は、5億が3億しかなかった。それはいろいろあつたんでしょう。当然。それは駄目だということなんです。この話は、裁判のことになりますけども、なんで60%なんか。100%の5億を要求して、何で60%なのか。40%減されている。その減は何か。たぶん何かを引いてるはずですけども、我々に裁判中の書類なんかは、1回も見せてもらってなければ、説明もない。40%が駄目だということは、40%何か欠陥があるんですよ。これが何なのか。これは行政ですよ。行政の責任が30、40あるということなんです。なぜかと言うと、この工事とかいろいろな工事に管理責任もなけりや何も色んな不備のあることをその当時やってるんです。支払いに。工事の完成届も完成写真も完成の調書、完成しましたという調書、その手続きも何もありませんよ。それで支払が全部出来てるんですよ。そんなあやふやな無責任な行政、その当時、組合です。組合がやってるんです。そういうことも多分、裁判で出てるんです。我々には、説明は絶対されていません。そんな言うたら不利になります。そのこともよく考えて、自らの行政の自らの責任もあるんです。それも考えないで、ただ、ウエスコと日立が悪いんやと、そんなだけでは裁判だったら結果が出ます。明らかに和解ということは、あなた方にも無理な要求をしているだろうか。それとあなた方のやり方も悪いんじゃないか。そんな全部載ってますよ。だから私が当時作った調査委員会、検討委員会に必ず2つありますよ。そのことは。行政の怠慢、融着、おかしいことがいっぱい載ってます。これに。これは公

開してもらっていいことなんです。これ連合長、見たことありますか。特別調査委員会の我々が1年かかって作った調書、これは公開してますので見てもらってください。行政の怠慢、それから行政の支払の件まで出てます。たった1枚の完成の写真だけで、出来高の金額を出してるんですよ。1枚。そういう今の連合は、全く関係ないですよ。前のいかにずさんなことをやってきたかということをお前は言いたい。そういう癒着のあるこの問題だからみんな真剣に考えてやっていかないと莫大な費用がかかるのちがう。5億や10億の問題じゃないんですよ。和東川に全部流れたら。だから真剣に危機感を持ってもらってやってほしいというのが私の願いであります。それにもかかわらず、まだこれを1からやると言ったら皆さんどう思いますか。議員の人も。私はどうせまた補正の時に出るでしょう。3,000万。絶対賛成はしませんよ。以上です。もう結構です。

◎ 議長（廣尾 正男）

岡田勇議員の質問が終わりました。これで一般質問を終わります。日程第6、議案第5号、相楽東部広域連合立笠置町中央公民館設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

議案第5号、相楽東部広域連合立笠置町中央公民館設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定の件についてご提案申し上げます。笠置町中央公民館については、建物の老朽化及び耐震化等の状況から、笠置町産業振興会館等へ機能移転することで、今般、笠置町との協議が整いましたことから、現行の笠置町中央公民館設置及び管理に関する条例（平成21年条例第14号）を廃止するため、地方自治法第96条第1項第1号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

続いて、議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

失礼いたします。それでは、議案第5号、相楽東部広域連合立笠置町中央公民館設置及び管理に関する条例を廃止する条例（案）につきまして、ご説明申し上げます。議案書の2枚目が今回の条例案となっております。また、3枚目には資料といたしまして、現行条例を付けさせていただいております。2枚目の条例案をお願いいたします。本文を読み上げさせていただきます。廃止条例（案）といたしまして「相楽東部広域連合立笠置町中央公民館設置及び管理に関する条例（平成21年条例第14号）は廃止する。」「附則、この条例は、令和元年9月1日から施行する。」とするものでございます。3枚目の現行条例にもございますとおり、本公民館は社会教育法に基づきます公民館として設置し、管理・運

営を行ってまいりました。施設といたしましては、昭和47年の建設から50年近くが経過し老朽化が進んでおりますが、立地場所が土砂災害防止法による特別警戒区域に指定されたため、大規模な改修や現地での立て替えは困難となっております。このため、公民館機能につきましては、同じ笠置町内の他の公共施設を有効活用し、分散・移転することで、財政負担元でもある笠置町と協議が整ったところでございます。具体的には、これまでの公民館事業などについては、「笠置町産業振興会館」並びに「笠置町多世代交流施設『つむぎてらす』」を活用し、継続実施するものとなっております。また、今回の笠置町中央公民館廃止に伴い、教育委員会笠置町分室は図書室機能を含め「笠置町産業振興会館」へ移転することになりますが、現在、電話移設工事や図書室の書架購入など準備を進めているところでございまして、当初の予定どおり8月末での移転により、9月1日をもって本条例を廃止しようとするものでございます。以上、簡単ではございますが議案の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

これから質疑を行います。質疑につきましては、すべての議案において、同一議題について3回までとしておりますので、申し添えます。質疑なしと認めます。これから、討論を行います。討論は、ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決します。議案第5号、相楽東部広域連合立笠置町中央公民館設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定の件は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。挙手全員です。したがって、議案第5号、相楽東部広域連合立笠置町中央公民館設置及び管理に関する条例を廃止する条例制定の件については、原案のとおり可決されました。日程第7、議案第6号、令和元年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

議案第6号、令和元年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）についてご提案申し上げます。歳入歳出予算の総額、9億6,042万3,000円に、歳入歳出それぞれ、4,622万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、10億664万3,000円とするものでございます。今回の主な補正は、人事異動等に伴う派遣職員人件費及び京都府の最低賃金引上げに伴う職員手当等の補正、今年度策定予定の一般廃棄物処理基本計画に収集・運搬の効率化やごみの排出抑制・再資源化等を盛り込むための各種分析、さらにクリーンセンター休止に係る追加の清掃等について補正をお願いするものでございます。また、クリーンセンター擁壁等の安全対策として、基金からの繰入金を財源とし、調査解析を行うための費用をお願いしています。なお、今年度実施の小中学校のトイレ改修に関し、学校施設環境改善交付金の交付決定がありましたことから、必要な財源振替をお願いするものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

続いて 議案の説明を求めます。総務課長。

◎ 総務課長（市田 精志）

議案第6号、令和元年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。それでは、予算書の1ページをお願いいたします。先ほど、連合長の提案理由でもございましたが、今回の補正は第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、4,622万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ、10億664万3,000円とするものでございます。歳入からご説明申し上げます。予算書の11ページ、12ページをお願いいたします。最初の項目でございます。1款、分担金及び負担金、1項、負担金の1目の負担金ですが、補正額3,137万円の減額となっております。12ページの説明欄に町村ごとの内訳を記載しておりますが、減額となった要因といたしましては、本年度、3つの小中学校で実施しております、トイレ改修工事に対し、国費の学校施設環境改善交付金、2,587万3千円の交付決定をいただき、財源の組み替えを行うものでございます。次の2項、分担金、1目、分担金の補正額1,668万9千円は、今回の衛生費に係る補正分の財源として、ごみ処理量割などの負担割合に基づき、3町村にご負担をいただくものとなっております。負担金と同様に12ページに町村ごとの内訳を記載しております。続きまして、2款、使用料及び手数料、2項、手数料、1目、手数料では、持ち込みごみの手数料収入、200万円を計上するものでございます。次の3款、国庫支出金、1項、国庫補助金、1目、教育費国庫補助金では、先ほどもご説明いたしましたが、小中学校のトイレ改修工事に対し交付決定をいただいた2,587万3,000円を計上しております。なお、A3版の予算資料の方でございますが、こちらの2ページ、下段の表では、学校ごとの補助金充当額も記載しておりますので、併せてご確認をお願いいたします。予算書の方に戻りまして、次に4款、府支出金、1項、府補助金、1目、教育費府補助金、補正額2万8,000円を計上しておりますが、これは笠置小学校で実施します、KYO発見仕事・文化体験活動推進事業に対する追加交付の内示をいただいたものでございます。次の6款、繰入金、1項、基金繰入金、2目、相楽東部クリーンセンター擁壁等安全対策基金繰入金では、テールアルメ擁壁の安全対策調査費の財源として3,300万円を計上しております。次に歳出でございます。予算書の13ページ以降になります。資料では3ページ以降に各事業ごとの詳細な内訳を掲載しておりますので、併せてご覧いただければと存じます。まず、歳出予算の補正において、共通の事項といたしまして、19節の負担金、補助及び交付金で計上しておりますのは、先ほど、連合長の提案理由の方でもございましたが、構成町村からの派遣職員に係る人件費が人事異動等により増減したものでございます。また、3節の職員手当等、4節、共済費、7節、賃金に係る補正額につきましても、構成町村において嘱託職員手当の改定が実施されたことに合わせま

して、同様の引き上げを行うため不足分を計上するものでございます。その他の主なものにつきまして、ご説明申し上げます。13ページの中ほどになりますが、4款、衛生費、2項、清掃費、1目、衛生総務費で、489万7,000円を計上しております。一般廃棄物処理基本計画の策定に伴い必要となります、ごみ質分析調査や収集運搬業務に係る基礎データ集めなどの委託費用並びに調査に必要な機器等の使用料でございます。同じく2目の塵芥処理費では、1,361万2,000円を計上しておりますが、主にはクリーンセンターの施設休炉に伴います、排ガス処理設備や通風設備などの清掃業務委託料でございます。同じく3目、施設整備費では、先日の議会全員協議会でもご説明をさせていただきました、クリーンセンター擁壁等安全対策調査費として、委託料3,300万円を計上させていただきましたものでございます。次に予算書の15ページをお願いいたします。5款、教育費の2項、小学校費では、歳入の方でもご説明いたしましたとおり、1目の笠置小学校、それと次の2目、和東小学校の管理費において、国庫補助金の交付決定に伴います、財源の組み替えを行っております。同じく、小学校費の4目でございますが、笠置小学校教育振興費、次の5目、和東小学校教育振興費、6目、南山城小学校教育振興費では、予算書の16ページでございますとおり、就学援助費の改定に伴う不足分を、それぞれ、20節の扶助費で計上させていただいております。続きまして、同じく教育費の3項、中学校費、1目、笠置中学校管理費では、歳出予算額の補正はございませんが、小学校費と同様に国庫補助金の交付決定に伴います財源の組み替えを行っております。同じく、中学校費の3目、笠置中学校教育振興費並びに4目、和東中学校教育振興費では、先ほどの小学校費と同様に就学援助費並びに就学奨励費の改定に伴う不足分を、それぞれ20節の扶助費の方で計上させていただいております。次に予算書の17ページをお願いいたします。同じく教育費の5項、保健体育費、2目、給食業務事業費、補正額13万2,000円の増額となっております。本年度、和東町給食センターの空調設備工事を実施しておりますが、高圧受電・変電設備の設置に伴いまして必要となります、保守点検委託料を計上したものでございます。以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

歳出の衛生費、塵芥処理費、委託料、施設休炉に伴う設備施設設備内清掃業務、1,300万、これはなぜこの時期になったのかというのを説明していただきたい。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎環境課長（中嶋 孝浩）

失礼いたします。坂本議員のご質問ですけれども、東部クリーンセンターについては、3月31日で焼却処理を中止ということになりました。その際にですね、民間の方で委託をするということは予定はされておりましたが、施設内のごみ処理については、ピット内に残った物の処分についての経費については、算定はできておりました。後の維持管理の方法については、休炉が長期間にわたるということで、これは他の施設でもあまり前例がなく、そのまま施設を廃止する、もしくは更新するといったところで、建物の中の機器等を一旦バラすとか、そういったところの作業の経費として、積算はできるんですが、維持をした中で、再稼働を目的として維持をするという部分についての積算がなかなか難しかったと。たぶん当初予算の時にもお話しさせていただきましたが、その際にですね、まず、一旦、機械を止めさせていただいて、内部点検をさせていただいた上で、必要な経費は改めて経費を計上させていただくということ、お願いを申し上げたところでございます。今回はですね、特に停止にあたって、当初に計上させていただきましたピット内の清掃等の実施、一定の施設の休止する手続きは一定数を行いました。その際にですね、見込まれておりました電気の使用量等が一向に下がらないと。その件につきましては、ある程度は、想定はしていたんですけども、特に今回のバグフィルター、ばいじん集塵のところですね、そういったところの装置の電力が非常に高くですね、これが維持するためにかかる経費というのが非常に莫大にかかる。それを積算、一旦、電力量落とすような形で使用電力を下げたり調整をしてみました。その結果やはり電力落とさないですね、そういった経費についてはですね、削減できないということがわかりまして、新たにそのバグフィルターを清掃するのであれば、どれぐらいの経費がかかるのか。処分するのであればどれぐらいの経費がかかる。今後、一応予定しておりますのは5年間の間とっておりますので、この5年間にかかる電力量というのをある程度算出したところで、バグフィルターを更新するぐらいの費用が十分かかるというのが分かりました。今回、この形状に至ったわけでございます。よろしく願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

バグフィルターを廃棄するお金という感覚ですか。それとも施設全体の清掃するというか。

◎ 議長（廣尾 正男）

環境課長。

◎環境課長（中嶋 孝浩）

今回の経費につきましては、廃棄する大気汚染の汚濁の関係する施設、特に中心の部分でございます。その部分の集塵施設を主に清掃するというかたちになっておりまして、その部分の経費が主な部分でございます。それに係っての一般特別管理の処分に係るいわゆる灰ですね。集まった灰、それとバグフィルターのフィルターを処分する経費というのは、計上しておりますが、施設全体の中の部分にで言うと、そういう排気系の部分についての清掃というふうになります。

◎ 議長（廣尾 正男）

坂本議員。

◎ 8番（坂本 英人）

今年安くなった部分というのはこれで飛んでいくんじゃないのと思ったり、1,500万円ぐらいじゃなかったでしたっけ。今年度、こういう処理方法になって、下がった金額というのはね。これで1,300万となったら意味ないやんという話ですやんか。安心安全な部分って言ったらお金とはイコールにならないでしょうけども、じゃあほんまに止めておいていいのという話が次出てきますよね。結局、一緒やんと。ましてや町の和東町の業者さんをずっと技術を磨いてきたものが無くなったわけですよ。1,500万の価値やったんかという話が、次もう休炉するのに1,300万入りますねんという話に変わってまわね。この辺なんです。一番、本質的なとこって。今まで十何年間育ててきたスキルを捨て、施設を捨て、でまたここでお金を捨てる。こういう事業をしていくことが行政の仕事なのかという話なんです。住民の生命財産とか、安心安全を守るのだったら、施設を使うべきやっただけなんです。耐用年数がまだあるんやから。そこに対して、じゃあ今、連合として何をお考えなのかというのは、連合長、お聞きします。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

先ほども答弁させていただきましたけども、今、5年間の緊急避難の措置をとっております。その間におきまして、第1次に地元の合意をいただきまして、再稼働を目指しているのが第1次でございます。そういうことを見せまして、そういう、今ある機械ですかね、そういうことを見据えて、更新なり、整備もしていく必要があるかと思っております。その中で、やはり経済的に、また、培われた技術を損なわれないようなそういうことも配慮しながら、そういうことも整理していかなければならない、そのように考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

今の坂本議員の関連質問をさせていただきます。になると思うんです。今回、この施設休炉に1, 300万、これは確認しますけども毎年1, 300万いるということですか。当初予算が当初予算に計上されたのが3, 000万ですね。3, 000万プラス1, 300万ですね。これは、私、前の時に言いました。これは数字のマジックやろうと。ともかく緊急避難したらこっだけ安くなるんや、じゃあないですよ。これ1, 300万円入れて、3, 000万当初予算で組んどいて、また1, 300万ですよ。完全にマジックですよ。今、連合長は5年間に向けて、5年間は緊急避難で行くと。残り5年間ですよ。今、トンネル工事かかってまだ見えてませんが、この5年後にトンネルが開通する、その時期までいわゆる緊急避難ですよ。そうするとね、今、言われてるのは下島のあの焼却炉がありながら、あそこへ行ったと。お金の無駄遣いやないかと、当然、協定結んで、20年間ということは守られた。これは私それでいいんです。連合長、だけどね、5年間の管理、今度、本当にあそこですのか、おそらくそういう気持ちはないでしょう、もうこうなってきたら。ここなんですよ。だからね、5年間の間にするとおっしゃっていましたが、何回も同じこと言いますが、無駄なお金をそこへ捨ててるんやろということを私は前の時にも聞きました。これについて連合長どのようにお考えですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

緊急避難を今、させてもらってるわけでございますけども、何回も申し上げますけども、今、緊急避難の期間は5年間で。できるだけ、その期間におきまして、次の体制を作り上げなければならない。それは絶対的なものでございます。その中で、やはり私たちが一番先に模索していくのは、地元との合意をいただいて、再稼働に向けて、がんばっていく、そういう姿勢が大事だと私は思っております。今、畑議員が言われましたように、あそこは、もう視野に入っていないのではないかとおっしゃいましたが、そうではなくて、やはり確実にごみを処理していける担保となるのは、やはり地元との合意をいただいて、再稼働に向けてがんばっていく、そういうような連合としての位置付けかと私は思っております。やはり、その中で5年間におきまして、かかる経費につきましては、いろんな精査をしてできるだけ経費がかからないような、そのようなことも考えていかなければならない、

そのように考えています。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

連合長、この5年間に向けて、動いてくれはったらよろしいですわ。こちらはあきらめ
の感じ。もう諦めというのか、おそろくないやろという見方を私はしております。その中
に細かいことを言います、この14ページの環境衛生費の中で、委託料、160万です。
それから150万、この160万について、ごみ質分析業務委託、これはね、おそらく燃
えるごみ、廃プラのことだと思うんです。燃えるごみの分配とナイロン系の廃プラですか、
これだと思うんですが、これは間違いないんですか。私これで2回目ですからこれで一旦
切ったら止められます。だからこれ続けて行きますよ。多分そうだと思うんです。という
ことはね、それで間違いないんですか。課長、間違いないんですか。私ここで座ったら議
長を切りますやろ、だからそのまま行きますよ。大事なところいつも尻切れとんぼで、私、
前の時言いましたよ。

◎ 議長（廣尾 正男）

大事な話ですので、引き続きやってもらいます。環境課長。

◎環境課長（中嶋 孝浩）

失礼します。今、畑議員の方からご質問がございました、ごみ質分析、併せてそれにか
かったですね、収集運搬ルートの基本データの収集ということで、関係する機械のレンタ
ルもしくはそのレポートの作成費用ということで、ご質問いただいたところでございま
す。これにつきましては、うちの方の相楽東部広域連合の3町村、当時、東部塵芥の時に
一般廃棄物処理計画というのを作っております。これが15年、平成15年だったと思
いますが、作成されて、15年間経ちまして、実際には29年度、30年度に入る前に失効
しておるところでございます。この部分の一般廃棄物処理計画を新たに民間委託して休
している状態の中でですね、全体的な状況もこの15年間の中で変わってきております。
そういったところの含めてですね、一般廃棄物基本計画を再作成をしないとイケない。
これにつきましてはですね、広域化で例えば、ごみを今後、お世話になる、そういったこ
とも検討する際には、どうしてもそういったそれぞれの市町村のごみの質を分析し、どう
いった中身で出されているか。どんな量があるのか、併せてそれをどう減量化できるのか、
そういったところを分析するために、ずっと分析を続けないとイケないところだったん
です。ただ、これまではですね、うちの方のクリーンセンターで集められましたので、そ
こで収集したものを分析をしていたところなんです、今回、民間さんにお世話になるとい

うことでどんな形になるかわからなかった。分析する手法とか検査の方法というのは決まってるんですけども、実施の方法がつかめなかったので積算がちょっと出せないということもございましたので、今回、そのために新たに計上させていただいたということもございまして、今回、そのために新たに計上させていただいたということもございまして、あと収集についてはですね、各町村を回っていただいています、収集運搬ルートに見える化を図りながらですね、今後、ステーションの増加等が要望があり、高齢者の方が他の問題でこういったところに置いてくれとか、追加してくれとか、笠置町みたいですね、各家庭の方を回ってくれというような要望も実は出てきてる中でですね、そういったことの検討も3町村と協議していかなければいけないというところで、それぞれ町村でそういった収集ルートの把握も含めてやっていかないといけない。そういう基礎データを集めるといったところで、この基本計画のところですね、そういったことも踏まえながら、データを使って検討していきたいというのがございまして、今回、計上させていただいているものでございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

課長、わかったようなわからんような話なんです。ごみの分析を細かく分けると。結局そういうことですね。おそらく生ごみと廃プラと。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎環境課長（中嶋 孝浩）

そうではないです。特に生ごみでしたら、生ごみの中の特に入ってるごみの種類、生ごみでも野菜が多いのか、肉が多いのかとか、そういう部分ですね、紙が多いのか。そういったものを含めて、あと水分量とかですね、それを燃やした時に、どれだけ熱で処分して減量化されるかといったところです。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

ということは、プラスチックについては、何ら問題ないということですか。確認だけです。

◎ 議長（廣尾 正男）

環境課長。

◎環境課長（中嶋 孝浩）

ごみ質分析にあたってはですね、プラスチックは関係ないです。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

ちょっと私誤解もありました。プラスチックについても、廃プラとナイロン系と分けるという捉え方をしておりました。そうじゃないんですね。そうでないと、今の現状でも高齢者の方は、特にややこしくなっている。そこへ細かいことを言うんじゃないけども、前の時はこれ一切切、今の処理料で予算見てる。ところが今回160万ですよ。150万ですか。だからこんなことが、毎年毎年増えるから、さっきの言い方になるんです。それが5年間ずっといったらなんら関係ないでね。話戻ります。連合長、西村連合長、私以前もこういうお話をいたしました。下島の焼却場があるのは、和東の者は、これ全部場所知ってます。けど、南山城村には失礼ですけども、村の議員さん、笠置の議員さん、まあ笠置の議員さんは、おそらく知っておられると思いますけども、下島あるところが、今、岡田議員が一般質問されておりましたが、何か災害があったときに、和東川へ飛んでいくというようなことなんです。けど、和東、それほど深刻なことになっているということをお皆さんに知って欲しいんです。私は、笠置やから、ごめんなさい、失礼ですよ。村やから関係ない、笠置は関係ないという頭だけは省いて欲しいんです。それぐらい真剣なことで、テールアルメの問題はおっしゃってるんです。連合長、どうですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

畑議員の言われますことには、すごく重きを感じております。笠置町のごみ、また、南山城村のごみ、和東町で今まで燃やさせていただきました。そういうことにつきましても、感謝はいつもさせていただいていたところでございます。テールアルメのことが事故になれば、和東さんに多大な甚大な被害が起こってしまう。笠置、村は関係ない、そういう思いは一切しておりません。そういう危険区域は、思いを共有しておりますし、そういうことは起こらないような、連合として、最大限の手立ても打っていただければならない。そういうように考えております。以上でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員の質問はこれで終わります。ほかに質疑ありませんか。今、畑議員から言われたように、このテールアルメの問題、ごみの処理については、全員協議会もしましたし、笠置だろうと、南山城だろうと、大変なことは大変でございますので、やっておりますが、その辺は、ご理解いただいて、質問していただきたいと思います。ほかに。藤井議員。

◎ 4 番（藤井 清隆）

ごみの処理のことですけれども、今、業者委託ということで、直接、搬入をしているわけですけれども、今、撰原の道路ですね、そこがね、ずっと前からなんですけれども、道路が陥没してひどいことになっているところが何箇所がありましてね、これを直してくれということは、何度も前から要望してたんですけれども、全然進んでないんですね。これについて、いつになったら直るのかということですね。これちょっとお聞きいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

堀副連合長。

◎ 広域副連合長（堀 忠雄）

ただいま藤井議員からいただきました質問でございますが、これは先ほどの話もあるわけなんですけど、ごみ処理計画においてですね、いわゆるあそこに下島区にこれからもお願いをして、こういうこれからの要請もしていかなければならない。それは岡田議員もいつしてるという話もありましたようにですね、それを今、努力をしているというところが1つと、もう1つはですね、これから大きな安全対策を講じると、こういう観点から考えていきますと、こうして地元等にですね、やはり色んなものがあれば、私、今、ここ連合副連合長として話をさせていただいておりますが、地元和束町とも協議しながら、早急に進めていきたいということで、今やっているところであります。ひとつご理解のほどよろしくお願いたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

藤井議員。

◎ 4 番（藤井 清隆）

早急に早急にというそういうことが何回も聞いてるんですけども、やっぱり使う時だけバンバン使って、あと必要なくなったらそのままほったらかしということでは、あまりにも無責任だし、全然地元にも説明できないということになります。これはやっぱりなるべく早急にやっていただきたいということですね。それからもう1つ、今年の焼却場の道な

んですけども、草刈りとかやってもらってるんですけども、全然進んでない。カーブとかで非常に危ないところが出てきてます。相当伸びてますんで、これについてですね、やっていただけるのかどうかということですね。そのところお願いします。

◎ 議長（廣尾 正男）

堀副連合長。

◎ 広域副連合長（堀 忠雄）

藤井議員からいただいたご質問ですが、ソフト的な話になってですね、日ごろの草刈ってるのか、草刈ってないのかということ。当然、通らせていただくまでは、草刈らせてもらうというのは、当然だろうと思います。これは、事務的な中で、処理してると。思います。もし、それが進んでいないとなったら、和東町とも協議するとか、色々段階があろうかと思えます。迷惑をかけているという観点から考えますとですね、やっぱりこれからもお願いしなければならないということを考えますと、そういう観点から立って、ひとつご協力をお願いするわけですから、そういったことについても、対応していかなければならない。こういう観点でありますので、あと、具体的に予算でどうなっているのかというのは、細かいところでございますので、承知しておりませんので、精神的に答弁させていただくとしたら、今、申し上げたとおりでございます。あと、足りないところは、どういう方法で処理するか、事務的な話もありますので、足りない予算があれば早急に補正でもするとか、いろんなかたち、和東町でやるとか、いろんなことを考えて対応していきたいと、こういうことを思います。そういったことでお願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

藤井議員。

◎ 4番（藤井 清隆）

これ連合の方で通らんようになったから、いらんからやめとくわじゃなしに、道がある限り草は道路脇は伸びるし、誰がやるかということなんですよ。地元でやってくれというふうに思っておられるのだったら、非常にお門違いなのでね、町道でもあるし、連合の方でできなかったら、町の方で責任持ってやってもらおうということですね。やはり地域の方といたしましても、町道の草刈りというのは、長井とか下島、撰原で毎年やってますけどもね、それは住民の出合いという形でやってますけども、だいぶ高齢化してきましたし、だいぶきつくなってきましたので、やはりこれ以上、焼却場の道までやれって言うのは酷なので、ちゃんと連合ないしは、和東町の方でやっていただくということが大事だと思いますのでよろしくお願いします。

◎ 議長（廣尾 正男）

他にありませんか。西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

2番西岡です。再確認の意味でお伺いしたいんですけども、14ページのクリーンセンター擁壁等安全対策調査3,300万、この件について、先ほど岡田議員の一般質問の中でも話は出てますけども、これ私も全員協議会で、これの調査費の必要性ということで、説明を聞きました。その中でも思ったことは、あの日の説明の中で、地滑りの的に起こっていると。テールアルメだけの問題じゃないということで、下の地滑りから起こってるということを知られて、私も驚いたんですけども、そういうこともあってね、色々これ安全対策調査費を3,300万組んで調査するということについては、一応理解しました。岡田議員からも何回も出てるけども、今の安全対策をどうするんやということは、何回も言われてます。先ほどの一般質問の答弁の中でね、まだ連合長は、今後5年間ですね、延長再開の方針で行くということをはっきり申し上げられました。これ本当にこの間の全員協議会の説明を受けてね、あそこへ延長再開をやっていってええのかというのを本当にどういこうとらえているのか。ちょっと私はわからん。安全対策を今すぐにでもやらないといけないうて言うてる時期にね、まだ地すべりから起こってる所へ、調査はしたらどのくらいの対策が必要かというのは分かると思いますけども、そういうところへまだ、延長再開へいくという方針を持っておられるんですか。もう1回、回答してください。答弁。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

調査の結果が重く影響すると考えております。今の段階では、延長を目指して活動しているのが事実でございますが、これから行なっていただくであろう調査によりまして、とんでもないと言いますか、重大な調査の結果をいただくとするならば、そういうことも考慮していく必要が必然と出てくると考えております。全てじゃないですけども、調査の結果によりまして、そういう変更も起こりうる、そのように考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

西岡議員。

◎ 2番（西岡 良祐）

延長でいくという方針でいいと思うですよ。せやけど、本当にそれでいいのか、よくよく考えて欲しいもんです。それとそこまで延長を希望しておられるんだったら、地元との

交渉はどうなってるんですか。10月から後、全然されてないようにこないだの委員会では話しあったでしょ。それで延長で進めるんやったら進めるで、早いこと地元の了解をもらうように働きかけないといかんのではないですか。そうでないと安全対策の緊急の工事もできないじゃないですか。これ地元としたら、安全対策工事やったら、いつやってもいいと言っておられるんですか。その辺どうですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

安全対策工事をするについて、地元とは合意できているかということですね。事務局の方から答弁お願いできますか。よろしいですか。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎環境課長（中嶋 孝浩）

失礼します。今のところ、4月に各、下島地区、関係地区の方にお世話になったお礼もさせていただきながら、今後、クリーンセンターを稼働させるための条件として、これまでの積み残しの部分の案件もございます。そういったことを整理しなさいということで、地元、下島地区の方からも要望が上がってたところがございます。それについてこれまで、3連合長と地元の和束町長を含めて協議をさせてもらって、協議回答を先だつて下島地区に回答させていただいたところがございます。それを受けてまた、下島地区の方から色々なご意見をいただくことになろうかと思えますけれども、これから工事も含めてですね、入っていかないといけないということもございますので、その辺については、誠心誠意、連合としましても取り組んでいきたいと考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

西岡議員。

◎2番（西岡 良祐）

今の答えになってないよ。延長の交渉のやつはどんどんやってもらって結構ですけども、私も聞いているのは、岡田君が安全対策について、早くやらんとあかんと言うてる時に、地元は安全対策の工事やったら、今すぐでもやってくれていいと言われてるんですか、という確認してるんです。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎環境課長（中嶋 孝浩）

すみません。取り違えてました。申し訳ございません。基本的には安全対策が必要やということは認識いただいております。当然、どれくらいの工事になるのか。調査を踏まえてですね、今後、協議をさせていただくということで、下島地区をはじめ、関係の方々、茶園が奥にもございますので、そういった所有者の方々にもご理解いただかないといけないと思いますし、対策としましては、町道ですね、テールアルメの下に走ってます町道がございます。その安全が危惧されるということもございまして、迂回路として、休止してる施設の中を通っていただいて、安全に現地に行っていただくような対策も講じておるところでございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。奥森議員。

◎9番（奥森 由治）

テールアルメの調査費3,300万の中で説明を受けたんですけども、この3,300万の見積りの中に調査分析解析ですか、こういう業務やということで3,300万計上されておりますけれども、調査解析をされて、これで再構築をするがための提案ですか。そういうことも費用も含まれておられるのかどうかということと共に、再構築するより以前に一般質問でも問題になってるテールアルメをまず撤去しないといけないということが優先されるわけで、そこから後の話は、後の話なので、それも含めて今後の予定も含めて、今の質問、内容ですね、委託業務の内容、それと今後の工程ですね、お聞きします。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎環境課長（中嶋 孝浩）

奥森議員の方からご質問ございました件につきましては、まず今回の調査につきましては解析を行いまして、実際の今の現状、用地の周辺ですね、どんな状況にあるのかっていうことを掴まないと、実際には工事そのものの検討できないというのが先生との中で、ご協議させてもらった内容です。それに合わせて、当然、今、テールアルメ撤去なり半分だけ取るとか、全撤去とかあると思うんですけども、その方法すら結果によっては、見直しをかけないといけない安全対策工事をするにあたっては、非常に難しい方法になるかもわからないということをおっしゃっておられました。実際には結局調査結果を待たずしてで

すね、なかなか対策を進められないというのが現状でございます。それを踏まえて、一定のいくつかの案は当然、出させていただきますけども、今回の経費の中には、それを設計してですね、こんな形でやれますよというようなものを提案いただくような中身までは入っておりません。あくまで概略のこういう行使の方法であれば、いくつか行政の使用目的にもよりますけどもという条件はつくと思います。これはテールアルメ、クリーンセンターそのものの休止なのか、再稼動なのか。畑議員さんがおっしゃられるような、実際には違うところに求めるのかといったところですね、行政が大きな判断をある程度しなければならぬことになろうかと思えます。この辺については、またご教示させてもらわないといけないと思いますが、分析の状況でですね、どんな対策をどの規模でやらないといけないかというのをつかめない状況では、その辺の判断はなかなか難しいと思っておりますので、それについては、また議会ともご相談させていただきたいと思っております。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。岡田議員。

◎ 11番（岡田 勇）

この3,000万の間、全協でね、対策費、調査費ありましたね、これららって説明を細かくじゃないけども受けたんですけども、サービスとありますね。これ議事録に乗りますからね、この間、全協は公的な議論じゃないんですよ。それは忘れてもらったら困りますよ。本議会で議論することが、議事録に載りますから。サービスというこれはね、いかななものですか。事務局。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長。

◎ 11番（岡田 勇）

簡単明瞭に言ってください。

◎環境課長（中嶋 孝浩）

失礼します。今回についての資料については、サービスと書いておりますけども、今回、かかっていた先生方は、大学の教授の先生方でございます。神戸大学を含めてですね、地域貢献という形でこういった行政の難題、課題を解決するためにですね、大学をあげて協力いただけるということで、その中の一環としてですね、本来ですと経費としては、約2,000万余りの経費が解析費用にかかるわけなんですけども、そういった部分について、大学の方でも研究しようということにも使わせてもらうということが前提でございますけれども、そういった形で地域貢献として、していただけるということでサービスと

いう形になっております。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

岡田議員。

◎ 11番（岡田 勇）

そこでね、先生方が地域貢献していただくということはまことにありがたいです。感謝するところではありますけども、こういう莫大な資料を作っていただいて、先ほども何回も言いましたけども、いつ起こるかわからないということを先生方がおっしゃってる。それにもかかわらず、12月まで調査がかかる。これはちょっと矛盾してるんじゃないですか、いつ、明日起こるか分からないのに6か月かかる調査というのは。それだったらもうちょっと手立てがあるんじゃないですか。かなり深いところがずれてるということなんですけどね、ずれてるのを見るのは何を判断するのか、どう対応するのか、それはまた時間がかかる。それだったら、例えば、ずれてる一番前に土嚢を積んで置いとくとかいうことをおっしゃった。そういう処置をしてこそその話なんですよ。それこそ単に先にとにかくこうなったらいかんということなんで、この調査をしない限り何をしてもあかんというのはちょっと矛盾してるんじゃないですか。いつ起こるかわからんと我々に警告してるんですよ。脅かしみたいなもんですよ。いつ起こるかわからんよ。しかし、調査はしやなあかん。6か月しやなあかんねよという、これは一体何なの。本当に、崩壊の事を考えていただいているのかどうか。その辺がね、私は理解に苦しみます。だから安全対策も、先生方と協議して、水が含まれたら滑りますわ。それと安全対策と水は、大雨注意報とか、これから台風の季節が来ます。この時に一体皆さん方どういう対処されるんですか。それも安全対策の1つですよ。今後の。何1つそんな話議論もされてない。例え、大雨が降った。職員が全部見に行くとか。そういうこと議論全然されてない。それが安全対策や。予防安全対策ですよ。そんな議論もされてないんですよ。だから話も戻りますけども、地元に対しても、きめ細かい説明なんか何もないんですよ。藤井君曰くは、パッカー車が通る道ね、今は別のところを通ってるんですよ。下島のところ通ってたんですけども、今は逆です。撰原のところ通ってる。初めはね。今は下島のところを通ってる。撰原の道が非常に悪い。なんら直してない。だから後で4月頃に要望書に出たんですよ。地元から、何も約束守ってないと。そんなこと全然、連合長聞いてはりますか。要望書も出てるんですよ。道を直してくれと。パッカー車が前に通ってた道ね。それは生活道路ですから。お茶行かれる方も通ってますから、だから、そういう話を会話をね、事務局もそうです。誰といつどこでどんな話を聞いたのか。4月の時に話をしました。4月の時は20年間のお礼、地元に対する貸していただきましたお礼の話だけですよ。なんでそんなことするんです。それだけですやんか。あとその時に実は、あそこの危険が生じてるので、そういう工事もしたい、道も通してくださいという話をされたんですか。それだったら納得しますわ。そんないい加

減な話ばかりして、先、先わけのわからん話になるでしょ。もっとしっかり責任を持って欲しいんです。責任は我々にもあるんですよ。何回も言いますが、地元に対しては、丁寧にこのいやごみ処理を和東町が抱えてるんですよ。これもし崩壊したらどこが被害を被るんですか。和東町の人たちですよ。笠置町や南山城村の人が被害被るわけじゃない。だから我々はうるさくやかましく、畑君も藤井君もやかましく言うのはそこです。地元だから何とかしてほしいという気持ちをわかってほしいんです。これちょっと答えて。中嶋君。いつ4月どんな話、誰にいつしたのか。例えば、下島区の区長さん以下何人なのか。撰原区、石寺区、その人ら全部に話したのかどうか、そんな当然して当たり前の話ですよ。だから何べんも言うてるように、方向性をちゃんとしなさいと言うのは、私の言うてる計画性、方向性が大事ですよ。ずっと今までから全部議員さん知ってる、ずっとその話ばかりで、やります、はいどうします。だから3丁目3番地もそうやんか、ほんまに真剣に考えてるんやったら、いついつ8月の末に木津川の市長とは会話したという報告を持ってますとか、そういうことが出てこないでしょ。何にも、1回も。だからいい加減なことばかり言われたら困ると言ってるねん。しっかり聞け、お前ら。

◎ 議長（廣尾 正男）

中嶋環境課長

◎環境課長（中嶋 孝浩）

協議経過については、今、手元にも整理できておりませんので、日付まで回答しろということだと調べておりませんので、申し訳ございません。ただ、この3月から休炉に伴ってですね、当然、下島区の方には、ごみの搬出、あと維持管理の部分でいろんな工事も入ります。また当然、今後、テールアルメの件もあるということで、当時の松井区長さんと3役さんの方にお話をさせていただいて、その際に4月に要望書を出そうと思ってるということでご意見いただいたということで、それに対して、最近、7月末に回答させていただいたという状況でございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

正午になってますが引き続いてやります。岡田議員。

◎ 11番（岡田 勇）

最後になりますけども、地元の話も十分していただきたいことと、今の施設を継続したいがために直すのか、そうじゃなくて、あれが壊れたらかなんから直すのか。継続する意思ははっきり議事録に載せてください。連合長、あるのかないのか。それを地元の住民に我々は訴えないといけない。連合は継続することはありますよとか、ありませんよということ訴えないといけない。地元の考えは絶対ありませんと言っている。にもかかわらず

連合ら事務方は、話をしていると申すんですよ。これ、そもそもが間違い。しっかり、地元、私が言ってるのは、誰にその話をしたのか確認してと言ってる。我々地元から言うともうなし。なしですよ。しかしあの施設が倒れたら被害が起こるから直してくださいと。直し方は何も言ってないですから。どんな直し方にも。だから私言ったように、防災対策を水が出たらただちにシートも張る。例えば、土のうを持って行って押さえる。滑ってきたらそこを押さえる。とかそういうことをしてください。これがそれで最後です。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

岡田議員の質問にお答えをさせていただきます。今の下島にお世話になっております、クリーンセンターを継続するのかどうかということにつきましては、これは執行部また議会の皆さんとこれは本当に真摯な議論が必要だと私は考えております。そのことにつきましても、調査のあり方によりまして、その考え方も変化する可能性もあると私は考えております。全てが調査を待つてしかできないのか、そういうことではありません。先ほども申しましたように、岡田議員も言われましたように、入れるだけではなくて、連合として出来るだけのことはする。できる最大限のことはするということで、土のうを積んだり、シート張っていったりですね、連合として出来る最大限のことはしていかなければならない、そのようには考えております。また、地元との説明不足、ちゃんとした計画を立てて、説明に行きなさい、その通りだと私は考えております。まずを持ちまして、クリーンセンターは下島にあります。もちろん地元の人、和東町の方に対しましては、迷惑施設ということでお世話になっております。またその通行するに際しまして、町道もお世話になっております。その周辺の町民の方にも迷惑をかけておるわけでございます。そのことにつきましては、連合と和東町さんと連絡を密にしながら、そういう道路関係にも充実をさせていきたい、そのように考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

今回のこの補正、4,600万の補正です。調査費が3,300万ほとんどが今回この調査費です。今、ずっとお話をずっと聞いてたんですけども、岡田議員は、安心安全と、このように言っておられます。けどこの調査費がつかなかったら工事がかかれないということですね。そこら連合長、はっきり、やはり私らも苦渋の判断しなければならないんです。非常に高額な調査費です。皆さん腹、決めておられます。苦渋の判断の方もおられます。私も3,300万については、今後これから5年間どうするかわからへんのに、こ

んな金ほかすのかという意識もございます。しかし、堀連合長は2月定例会に、安心安全なことをやっていかなければならないと、このように言うておられますから、これに向けてやりやっついていかないとと、このように思っています。だけど今、連合長は先ほど岡田議員の質問にありましたようなことを言われてましたけども、再稼働いたします。はっきりこれから5年後に向けてやっついて行くのか、いやいやもうええねわと言うか気持ちがちょっとでもあると言うなら、この調査費は無駄、もっと簡単なこと、工事だけでも終わる。その辺の確認だけしときます。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

テールアルメの擁壁の修復につきましては、それはまずもって、安心安全を思っついていくそういうことが大事でございます。1日でも早く工事が着工できるように取り組んでいきたいと思っついております。工事するにあたりまして、安全面を確保しながら、工事を進めていかなければならない、そのような現状にもなっていると聞いておりますので、そういう調査をしっかりと踏まえまして、1日でも早く工事をかかれるようにやっついていきたいと思っついております。その後のその期間中にですね、下島地区のクリーンセンターの後のあり方につきましては、そういうことも地元との交渉も続けていくわけでございますけども、最終的に調査が極端なことを言えば、地域的な地すべりが起こる、そういうことが判明するならば、それはまたやむを得ないそういうことも起こりうると、私はそのように考えております。そういうことにつきましても、地元の方に十分な説明をしながら、話を進めさせていたいただきたい、そのように考えております。

◎ 議長（廣尾 正男）

畑議員。

◎ 7番（畑 武志）

もう最後にしときます。やはりこれは安全安心、もっと早く調査にかかれなかったというのには疑問があります。これは当然出てきます。その中で時間が取り戻せないんですよ。前のところには戻らない。だからやはりこの調査費を使っついて、1日も早くやるならやるということだけ決めていただければ前に進まない。安心安全ということを考えなくてはいけないとこのように思っています。以上です。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに。久保議員。

◎ 3 番（久保 憲司）

3 番久保です。私自身は、前に行われている全員協議会に出席をいたしておりませんので、その後に行政の方からいろいろレクチャーをしていただいた情報だけに基づいて質問させていただきますので、若干、角度違いな部分があるかもしれませんが、お許しをいただきたいと思います。先ほどからずっと各議員の質問なり、行政側の答弁をお伺いして大体の流れと言うか全体的な思いも含めてですね、自分なりに判断をして何度も先ほどから何度も確認をされていることは、この質問の私の質問のテーマは、この3, 300万円の調査費の件でございますが、これが執行されないと工事を例えば、テールアルメをとる方法にしろ、あるいは復元をする方向にしろ、あるいはさらに、このクリーンセンターそのものを使用していけるのかいけないのかという判断、ひいてはこれはごみ処理全体をこの地域ではなくて、よその例えば、広域で木津川市の方をお願いするのか、はたまたそれ以外の方法をいくつか5つほどあると先ほどからお話を伺いしておりますが、いずれにしても、この予算が執行されなければ、その判断自体は絶対にほかにする方法はないとこれが執行されて初めて全ての方向性が決まる。もちろん結論によってはですね、工事中の安全対策すら、この3, 300万円が執行されないと撤去してどうかするという工事中にも事故が起こりかねないと、そういったことを含めた基本的なデータ調査がこの3, 300万円であって、全てはここから始まるというふうに認識をして、大体の理解をさせていただいたんですが、私のこの理解は正しいのでしょうか。連合長の方から答えをいただきたいと思います。

◎ 議長（廣尾 正男）

西村連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

その通りでございます。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかに質疑ありませんか。坂本議員。

◎ 8 番（坂本 英人）

全協の時にも言いましたけども、3, 300万、皆さんおっしゃる通りなんで、僕からも要望的なことですね、本気で使ってくれとそれにつきます。どうせ使うんやったら、行政もちゃんとコンサルに頼んで、はい終わりじゃなくて、この3, 300万を生かした次に繋がるお金にしてくださいと、これに尽きるんですよ。結局だから僕ら出てくるのはこの書類だけなんです。あとで報告書だけなんです。誰信じるかと言ったら、行政マン信じ

るしかないんです。それだけなんです。この間の全協の時のあの人たちの意気込みを聞き
たかった。ここで僕ら手上げるか下げるかだけの仕事しかできないんですよ。そこを十二
分に行政の人たちにわかっていただきたい。僕らの仕事は手を上げることじゃないんです
よ。未来を作ることなんです。本気で考えてください。ここから凄い時代が大変になる
ことはみんな気付いてるわけじゃないですか。その中で3, 300万も打たなあかんで
しょ。課長頼みますよ。

◎ 議長（廣尾 正男）

ほかにありませんか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありま
せんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します。議案第6
号、令和元年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）の件について、原案のと
おり決定することに賛成の方は、挙手願います。挙手多数です。したがって、議案第6号、
令和元年度相楽東部広域連合一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決
されました。日程第8、議案第7号、物品購入契約の締結の件について（相楽東部広域連
合立小中学校校務用コンピュータ等調達）を議題といたします。提案理由の説明を求めま
す。西村広域連合長。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

議案第7号、物品購入契約の締結について、ご提案申し上げます。相楽東部広域連合立
小中学校校務用コンピュータ等調達に関し、物品購入契約を締結したいので、地方自治法
第96条第1項第8号の規定に基づき、議決を求めるものでございます。よろしくご審議
賜りますようお願いを申し上げます。

◎ 議長（廣尾 正男）

続いて議案の説明を求めます。学校教育課長。

◎ 学校教育課長（竹谷 正則）

失礼いたします。議案第7号について、説明申し上げます。議案第7号、物品購入契約
の締結について。相楽東部広域連合立小中学校校務用コンピュータ等調達。下記のとおり、
物品購入契約を締結したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項
第8号の規定により、議決を求める。令和元年8月2日提出。相楽東部広域連合、広域連
合長、西村典夫。記1、契約の目的、相楽東部広域連合立小中学校校務用コンピュータ等
調達。2、契約金額、1, 350万円、内、消費税等相当額100万円。3、契約の相手
方、住所、大阪府東大阪市長田中3丁目5-44、商号、株式会社ライオン事務器、氏名、
大阪本店長、實代博之。4、契約の方法、地方自治法（昭和22年法律第67号）第23
4条の規定による一般競争入札。この度の「物品購入契約」につきましては、予定価格が

700万円を超える備品購入となることから、議会の議決を求めるものでございます。小・中学校教職員が校務や教材作成に使用しています、校務用パソコンの内、基本ソフトがWindows7のものにつきましては、来年1月にメーカーの延長サポートが終了となります。サポート中は、この基本ソフトの不具合やセキュリティの脆弱性を修正するため、更新プログラムが定期的にリリースされてきましたが、来年1月以降はメーカーサポートが無くなり、サポート終了後に新たに見つかった脆弱性の修正は行われず、ウィルスや不正プログラム等のサイバー攻撃を受ける危険があることから、校務用パソコンを更新するものです。更新内容ですが、小・中学校5校合わせて合計86台のノートパソコンを入れ替え、セットアップ及びソフトウェアのインストール作業等を行う内容となっております。また、購入後2、3年程度の比較的新しいパソコンについては、OSのアップグレードで対応が可能なことから本体の更新は行わず、OSのアップグレードにて対応することとしております。以上が、この度の物品購入契約の概要でございます。ご承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

◎ 議長（廣尾 正男）

これから質疑を行います。質疑は、ありませんか。質疑なしと認めます。これから討論を行います。討論ありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。これより採決します。議案第7号、物品購入契約の締結の件について、相楽東部広域連合立小中学校校務用コンピュータ等調達は、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。挙手全員です。したがって、議案第7号、物品購入契約の締結の件について、相楽東部広域連合立小中学校校務用コンピュータ等調達は、原案のとおり可決されました。ちょっと配布します。日程第9、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。各委員長から、会議規則第76条の規定により、お手元に配付の申し出一覧表のとおり、閉会中の継続審査及び調査の申し出があります。お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することにご異議ありませんか。異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査に付することに決定しました。以上で、本日の日程は、全部終了しました。本日の会議を閉じます。西村広域連合長あいさつ。

◎ 広域連合長（西村 典夫）

長時間にわたりまして、ご審議をいただきまして、ありがとうございます。議案第5号、第6号、第7号につきまして、承認をいただきまして、ありがとうございます。特に補正予算につきましては、坂本議員からもご指摘ありましたように、コンサルにすべて任せ、そういう気持ちではなく、私たちも強い気持ちを持って、周辺の方、地元の方に1日でも早く、安心安全を提供していけますように、鋭意取り組んでいきたいと思っておりますので、議会の皆さまにもご協力をいただけますよう、心からお願いをいたしまして、閉会とさせ

ていただきます。本日は、ご苦労さまでございました。

◎ 議長（廣尾 正男）

これもちまして、令和元年相楽東部広域連合議会第2回定例会を閉会します。本日は、ご苦労様でした。